

國第百五十一回
參議院農林水產委員會會議錄第十五號

平成十三年六月七日(木曜日)

國第
百五十一
回

午前十時開令

委員の異動

日出 辞任
英輔君 捕欠選任
井上 吉夫君

六月六日

日出 櫻井 英輔君 充君

井上	吉夫君	時男君
大野つや子君	阿南	一成君
金田	日出	英輔君
三浦	有馬	朗人君
一水君	峰崎	直樹君
小川	和田	良一君
和田	洋子君	清寛君
渡辺	孝男君	荒木

計任
加納 時男君
笠井 亮君
補欠選任
亀井 郁夫君
八田ひろ子君

委員長

出席者の方のうち

太田 豊秋君

委員

阿南一成君
有馬朗人君
岩永浩美君
加納時男君
亀井郁夫君

○委員長(太田豊秋君)　ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告申し上げます。去る五日、日出英輔君及び櫻井充君が委員を辞

が、農林中金は系統金融機関を会員とする協同組織金融機関であります。つまり、農協などの金融機能補完を通じて農協組合員に奉仕する、こういう趣旨の金融機関だと思つんですけども、これは間違いないですね。

今回も、資金の余剰が見られる中で、一定の枠内で業種限定のない貸出枠をこしらえるという從来からの考え方を踏襲して措置をしたものでござります。

第八部 農林水産委員会会議録第十五号 平成十三年六月七日 【参議院】

〔參議院〕

任され、その補欠として井上吉夫君及び羽田雄一郎君が選任されました。

また、昨六日、渡辺孝男君、三浦一水君、井上吉夫君、大野つや子さん、金田勝年君、和田洋子さん及び小川勝也君が委員を辞任され、その補欠として荒木清寛君、有馬朗人君、加納時男君、阿南一成君、日出英輔君、本田良一君及び峰崎直樹君が選任されました。

○委員長(太田豊秋君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農業協同組合法等の一部を改正する法律案及び農林中央金庫法案の審査のため、本日の委員会に農林水産省経営局長須賀田菊仁君及び金融厅総務企画局参事官浦沢四友義君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(太田豊秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(太田豊秋君) 農業協同組合法等の一部を改正する法律案及び農林中央金庫法案、以上両案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○笠井亮君 わはようございます。日本共産党の笠井亮です。きょうは農林中央金庫法案について質問をしたいと思います。

最初に、まず確認をさせていただきたいんです
が、農林中央金は系統金融機関を会員とする協同組織金融機関であります。つまり、農協などの金融機能補完を通じて農協組合員に奉仕する、こういう趣旨の金融機関だと思つんすけれども、これ
は間違ないです。

○國務大臣(武部勤毛) 農林中金は、農協等の協同組織を会員として構成される協同組織金融機関でありまして、その全国機関として極めて重要な役割を担っております。

任され、その補欠として井上吉夫君及び羽田雄一郎君が選任されました。

また、昨六日、渡辺孝男君、三浦一水君、井上吉夫君、大野つやさん、金田勝年君、和田洋子さん及び小川勝也君が委員を辞任され、その補欠として荒木清寛君、有馬朗人君、加納時男君、阿南一成君、日出英輔君、本田良一君及び峰崎直樹一

○國務大臣(武部勤君) 農林中金は、農協等の協同組織を会員として構成される協同組織金融機関でありまして、その全国機関として極めて重要な役割を担っております。

したがつて、今回の法律改正においては、農林中金が会員である協同組織のために金融の円滑を図り、その業務の実施を通じて農林水産業の発展に寄与するとともに、国民経済の発展に資するいとを目的とする組織であることを第一条の目的規

○委員長(太田秋香) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。
農業協同組合法等の一部を改正する法律案及び
農林中央金庫法案の審査のため、本日の委員会に
農林水産省経営局長須賀田菊仁君及び金融庁総務
企画局参事官浦西友義君を政府参考人として出席
を求め、その説明を聴取することに御異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(太田豊秋君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(太田豊秋君) 農業協同組合法等の一部を改正する法律案及び農林中央金庫法案、以上両案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

笠井亮です。きょうは農林中央金庫法案について質問をしたいと思います。

最初に、まず確認をさせていただきたい

が、農林中金は系統金融機関を会員とする組織金融機関であります。つまり、農協など機能補完を通じて農協組合員に奉仕する、うえ旨の金融機関だと思ふんですけれどもは間違いないですね。

、これ
の金融
こうい
います。
今回も、資金の余剰が見られる中で、一定の枠
内で業種限定のない貸出枠をこしらえるという従
来からの考え方を踏襲して措置をしたものでござ
ります。
これを先生言われたような観点から見ますと、

確かに来年四月からペイオフ解禁になるということとで金融の大競争時代に突入する、従来のようないくつかの業種限定のあるような貸し出しではなかなか農林中金を中心としたシステム金融の発展が制限され、また貸し出しが限定されることによって、なかなかきちっとした自己責任での審査というものができないというようなことともございまして、他の、例えば信金連合会で措置されているように、行政の認可を受ければ業種限定のない貸し出しができるということとしたものでございます。

○笠井亮君

今、局長答弁ありましたけれども、現在農林中金は、会員である農協、漁協、信連や、それから農協組合員以外への貸し付けは法律で、農林水産業関連産業、企業、それから国や地方公共団体、特殊法人等金融機関に限定されて、それ以外の貸し出しは行えない。それが今度の改正によって、会員である農協、漁協、信連や農協組合員以外への貸し付け相手の規制をなくして、いわばそういう点では農林水産業にかかわりない企業に対しても貸し付けを行うことができる、もちろん先ほど前提は幾つかありましたけれども、そういう改正であるということを理解してよろしいわけですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) おっしゃるとおり、制度上、主務大臣の認可の範囲内であれば今のような業種限定のない貸し出しが可能となるものでございます。

○笠井亮君 今、主務大臣の認可というふうにわれましたけれども、貸し付けの認可といふのは具体的にはどういう形でされるのか。貸し付けごとに一々、一本一本大臣が認可という形になるのか、あるいははどういう形での認可ということを考えておられるのか、その点について御答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 従来の貸し出しの中にも大臣の認可という規定があったわけでござります。原則はそういう仕組みの枠内で農林中金が自己の責任において個々の貸し出しは決定をす

るということとしているわけでございますけれど

も、この主務大臣の認可の基準につきましては、一つは先ほど申し上げましたように、農林中金は会員への貸し出しというものを第一義的使命といいます。協同組織の金融機関でございますので、

こういう新しく設けました業種限定のない貸し出しによりまして、そういう会員に対する融資に支障が生ずるようなことがあってはならないという観点が一つでございます。

それから、農林中金の経営がそればかりやりまして急激に変化する、著しく悪化するということのないように、これは一定の資金枠を設けるといふことが第一点目でございます。

それから、我が國経済社会、金融システム全体の中で農林中金は活動をしておりますのですから、その全体に対しまして他の業態との分野の中でも、その調整が行われまして、金融システム全体に著しい影響を与えないようになりますということを第三点でございます。

そのようなことにつきまして、今後内容を詰めまして認可の基準にしたいというふうに考えておるところでございますけれども、いずれにいたしましても、具体的な認可の基準は今後金融庁と協議、検討をして決定をしていきたいというふうに考えております。

○笠井亮君

幾つかのことを言わされましたけれども、いわば個々に一本一本やるんじゃなくて、三つぐらいの要素でいわば量的に規制をかけてやる

というふうに私は今聞いたんですけども、一定の枠内というのはどの程度かということも今後一切これからということになりますか。

○笠井亮君 具体的にどういうふうに私は今聞いたんですけれども、一定の枠内というのはどの程度かということになりますか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 繰り返し申し上げます、農林中金は農林水産業の協同組織を会員といたします金融機関でございます。あくまで会員への貸し出しを第一義的使命にしているわけでございます。

ただ、このグラフでも、表でもわかりますとお

り、現在、農林水産業が停滯をしているというこ

とで、投資意欲の減退等を反映いたしまして会員貸し出しというのは減少傾向にあるわけでござい

うに考えているところでございます。

○笠井亮君 今、会員への融資が第一義的だということを繰り返し言わされたわけですが、配付せられたままに継続して借り入れたわけですが、配付せられたままに継続して借り入れたわけですが、配付せられたままに継続して借り入れたわけですが、一枚目であります、三枚組みの資料です

が。農林中金の総資産、それから預金残高、貸出金の推移をまとめたものであります。備考欄で一番右のところに員外規制対象貸付となっているのは、農林中金の貸し付けを今度の改正の考え方にして分けてみると、大臣の認可の対象となるものということで印をつけたものであります。

これを見ますと、員外規制対象貸付ということで区分されるような割合が非常に高いということが言えると思うんです。二〇〇〇年三月末で十八兆九千九百五億円ということで、貸付金総額の八八・八一%ということになっておりますし、総預金額に対しても五六・八九%ということになります。

さらに、ちょっとと一枚目をめくってご覧いたしましたが、員外貸付額の推移をグラフに見ると、二年、三年ほどの間で急速に伸びているというのがおわかりいただけると思うんです。

それで、今回、最初に伺った貸出規制を緩和す

るというものが中心的な問題であるということなんですが、こうした既にある現状を追認するというような意味を持っているんじゃないかなと思うんですが、それはいかがでしょうか。

○笠井亮君 基本的性格を変えないと言つても、この比率見たら全然変わっているわけですよ、そ

れは。それはいろいろ、意欲が減退している、停滞しているからなかなか農業関係あるいは本来のところには行かないんだという話は今言われたわけですから、しかし、そういうことで関連にまず広げると、それから関連じゃなくても広げる

ということで、もうこの比率を見れば一目瞭然でですね、基本的性格を変えないと言つけれども、実

態としてはもう全く変わっているものになつて

る。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 金の場合はどの程度が適切かということにつきま

翻って、農林中金の性格を考えますと、系統の全国金融機関といたしまして、やはり外部経済との接点に立ちまして系統全体の資金を運用し、その収益を会員に還元するということも今の状況で重要な使命の一つではないかというふうに考えています。

ただ、さくらに資金の余剰があるという中で、一度、順次これまで貸出先を、農業、農業に関連するもの、農山漁村の開発に関連するもの、そして公的・公共的法人と、その基本的性格を変えているところでございます。そこにはございませんが、主的な使命の一つではないかというふうに考えています。

今回、さらに資金の余剰があるという中で、一度、順次これまで貸出先を、農業、農業に関連するもの、農山漁村の開発に関連するもの、そして公的・公共的法人と、その基本的性格を変えているところでございます。そこにはございませんが、主的な使命の一つではないかというふうに考えています。

これは、このグラフ、表でもございますように、総資産の中で貸し出しのウエートが四割程度ということになつております。けれども、その貸し出しに当たりましては、やはり安全確実に運用するということにウエートを置きました。会員への収益の還元ということを旨として公的・公共的法人と、その基本的性格を変えたしまして行つていうわけでございます。

これは、このグラフ、表でもございますように、総資産の中で貸し出しのウエートが四割程度ということになつております。けれども、その貸し出しに当たりましては、やはり安全確実に運用するためには、やはり貸し出しのウエートというものをもう少し高めるということともまた金融機関としては重要なことであります。

これは、このグラフ、表でもございますように、総資産の中で貸し出しのウエートが四割程度

ということになつております。けれども、その貸し出しに当たりましては、やはり安全確実に運用するためには、やはり貸し出しのウエートというものをもう少し高めるということともまた金融機関としては重要なことであります。

これは、このグラフ、表でもございますように、総資産の中で貸し出しのウエートが四割程度

織金融機関である信金中央金庫の員外規制、これがどうなっているか、それから信用組連、こちらの方の規制はどうなっているかお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(浦西友義君) 員外貸出規制についての御質問でございますが、まず信金中央金庫についての員外貸出規制でございます。

まず、公共法人、公益法人、それから証券取引所に上場されている株式会社、またこれらに準ずる法人に対する貸し出し、プラス非居住者に対する貸し出しの最高限度につきまして、総資金、これは預金のことございますが、総資金の百分の三十に相当する金額が限度となっております。

次に、全国信用協同組合連合会につきましての員外貸し出しの最高限度でございますが、まず会員でございます信用協同組合の組合に対する資金の貸付け及び手形の割り引き、それと金融機関に対する資金の貸し付け及び手形の割り引きを除きまして、総貸し出しの百分の二十に相当する金額を限度としております。

○笠井亮君 私、今限度という話があつたわけ

ですが、信金中央金庫、あるいは信用組連に現状を問い合わせてみました。

信金中金の場合は、員外貸し付けは三兆四千二百六十六億円で、預金額の二三・二九%ということであります。三〇%以内と、また、信用組連の場合は九百五十五億円で、預金額の五・八九%ということであります。だから、もうもちろん二〇%以下と。

これに対して農林中金の場合、先ほど見ましたように、十八兆九千九百五億円で、預金に対しても五六・九%というのは、これは同じような協同金融機関と比較しても突出しているというふうに思ふんですけれども、金融厅、その辺はどういうふうに感じていらっしゃるでしょうか。

○政府参考人(浦西友義君) 限度の計算でござりますが、限度の枠に計算されるもの、つまり認可の対象になるもの、ならないもの等ございまして、それらを勘案いたしまして、法律上で員外、

会員ということでございますと、信金中央金庫の場合はござりますと、会員に対する貸し付けは二・三%，会員外九七・七%でございます。これは貸出金に占める割合でございます。

から、全国信用協同組合連合会の場合は、会員につきましては四一・一%、会員外は五八・八%でございます。これは貸出金に占める割合でございまして、全体の総資産ではないのですが。

この会員と申しますのは、信金中央金庫の場合は信金そのものが会員になっております。全国信用協同組合連合会の場合は信用組合が会員ということで、そういう信金、信組以外の貸し出しという意味で、会員外の割合ということで申し上げました。

○笠井亮君 私は、今、数字も言つてもらいましたけれども、いずれにしてもこの農林中金の場合は、今回の法改正による業務拡大というのは、既にある基本的性格を変えないと言われているけれども、実態としてはもう変わってきているようになりますけれども、その辺はいかがですか。ちょっとこれは本当に大事な問題だと思うんですが。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 協同組織形態の金融機関、信用組合、信用金庫、そして農協、漁協等々ござります。それぞれがそれぞれの段階で組織をつくりましてお金の運用をしているわけでござります。現在のようにお金が余りぎみという状況のもとでは、全国レベルのそういう系統金融機関でございましても、資金を有効に運用して、会員に収益を還元していくところにやはりウエートを置かざるを得ないような周辺の状況になつておりますまして、本来望ましいか望ましくないかという議論はござりますけれども、そういう外

部経済との接点に立つて資金を運用して、収益を会員に還元していくといふところに現在の状況のもとではウエートを置かざるを得ないということになつているわけでございます。

○笠井亮君 本来望ましくないということは、最後の前半の方で言われたわけですけれども、しかしうエートは、金余りぎみの中で有效地に運用するかどうかだというふうに言われました。それから、安全確実だと会員、組合員に迷惑を及ぼさない、それから収益を還元するということを強調されたわけですが、じゃ、果たしてペイオフに備えて農協組合員が安心して預けられるような金融機関を守る道かどうかというのは、これは問題があると思うんですよ。

例えば、農林中金を含む系統金融機関がそこまで農協組合員が安心して預けられるような金融機関に対する貸し出しを行つていて、多額の損失を出していると思うんですけれども、これは間違ないですね。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 御指摘のように、全体の四%程度でございますけれども、中金、信連等が貸し出しをしているわけでございます。

○笠井亮君 そこに対しては農林系の金融機関が六百六十七億円貸し出しを行つては事実だと思うんです。そして、そういうの破綻によって相当な損失を出していると。この間、そこ以外にも、少なくとも兼松だと三井建設、トーメン、セツツ、日本リース、クラウンリーシングなどの債権放棄や破綻などで農林中金が損失をこうむつたということが言われております。それらを合わせますと数百億から千億円程度の損失を出しているんだと思うんです。

リスク管理債権も、貸付金に対する内容を見たら、大手十七行の平均を上回つて。現状でもそうですから、貸出規制の緩和が進むということになると、これ、荒波の中に今後ますます入つていく状況で、問題が深刻化しないといふに言えるかというと、むしろ逆に深刻化することは明らかだと思うんです。

ですから、本来望ましくないけれども運用のことを考えたら余っているんだからと、安全確実というふうに繰り返し言われるわけですけれども、農林漁業者の資金を安全に運用するどころか、それが、現状でも農林中金は系統金融機関から集

うことになるし、そうならないと断言できないと思ふんですけれども、これ、いかがですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) お話をございまして、さらに精密にこれを分析して、内部格付を精査していくと、いうようなことで厳格な審査を行なうとして収益を上げることにならざるを得ないわけでございますけれども、過去の反省の上に立ちまして、農林中金の方でも、貸し出しに当たりましては、従前の経営状況の審査に加えまして、さらに融資バランスを考慮して、特定の業種に融資が集中しないようにする等々の貸出基準を内部で決めておるようでございますので、最終的には農林中金の方におきまして、自己責任で安全確実な運用というものが行われるということを期待しているわけでございます。

○笠井亮君 自分の責任で農林中金がやるからとおっしゃるんですが、法律でそれをやれるようにしてやるというのが今度の趣旨ですよね。そういう危険や危機がありながら、それはもう自己責任なんだからと、後は農林中金がその責任でやるんだから大丈夫だというところにはならないし、それから、ますますハイリスク・ハイリターンになつていいわけですよ。だから、リスクは高いけれどもやっぱり高いリターンがあるというところに貸し込んでいくという傾向に今の流れで言えはなるわけですよね。

だから、そういう点では、今回の法改正で冒頭大臣が言われましたけれども、目的に農林漁業の発展に資するということを盛り込んだ、これ自体は私重要なことだと思うんですが、それと比べても、業務範囲での拡大というのは、農林中金が員外のところへどんどん貸し出すということを認めていくという法改正であつて、盛り込まれる本来の目的とは逆行することになるんじゃないかな。
資料の三枚目のところでござんいただきたいんですが、現状でも農林中金は系統金融機関から集

めた預金のほとんどをそれ以外のところに貸し出していく、逆に農協や組合員の貸し付けは、額、率とも減らしているということは一目瞭然だと思うんです。それは、先ほど停滞し意欲減退ということを言われましたが、しかしそれだけとは言えない。

そして、ますますこういう形で員外が広げられる道を開くことになれば、よりもうかる方向にと、本来のところに貸すよりこっちの方がいいんだということになっていくような改正になつて、それが農林水産業者の農協離れが進むばかりになつてしまつと思うんですけれども、これは目的との関係がありますので、大臣に認識を伺いたいと思います。

○國務大臣(武部勤君) 過去のさまざまな経験を教訓にいたしまして、適切なる運営に努めていかなければならることは言うまでもないと思いますが、農林中央金庫の機能は、会員のための金融の円滑化及び系統への収益還元ということが基本になるわけであります、員外への貸し出しの拡大により、安定的に収益を系統内に還元するということは可能であります、運用に当たりましては、農林中央金庫の目的に反しない範囲で認可をするという、そのことを原則にして目的を遂行していくということに努めるべきだと、かように考えます。

○笠井亮君 過去の教訓、いろいろ問題があつたということは今も言われたと思うんですが、それに対して、それに立つて適切に運営の保障というふうに言われますけれども、私が伺っている範囲でいきますと、結局は後は農中の自己責任というところに最大の保障を見出しておられるわけで、そういうことになると、これは法律をつくるに当たつて本当に責任を果たしたということにはならないというふうに私は思つてます。

協同組織が協同組織の枠を超えて、事業でやっているプレーヤーと同じ立場で勝負しようとした私、もともと基盤が違うのでなかなか勝負にならないというのが冷感な状況だと思うんです。

大競争で勝ち残る道というのは、私はこういう形での業務拡大ではなくて、本来、組合員あるいは会員一人一人を大切にした改革であると、そういう道にこそ生き残りがあるという主張を申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○須藤美也子君 私は、農協法の改正について質問いたします。

今回の農協法の改正のままで第一の事業として、これまで貸し付けが第一の事業だったのが、今度、営農事業、これが第一の事業に変わりました。しかしながら、これはいろいろ全国各地を回ってみますと、組合員の要求が一番強いのは営農指導と販売事業であります。そういう点で、今回営農事業を第一に掲げたということは当然のことだと思います。

しかしながら、農協の営農指導員が年々減少しております。そういう中で、法律だけ改正しても、実際、その中身はどうなのか、裏づけとなる

當農指導の体制をどのように強化していくのか、まずその点、最初お尋ねしたいと思います。

○國務大臣(武部勤君) 営農指導の重要性は今先生御案内とのおりございまして、少し詳しく説明させていただきますと、まず、技術指導水準が低く、篤農家や法人経営、先駆的青年農業者のレベルにははるかに及ばない、昨日の議論にもありましたとおりございます。また、農家の知りたい栽培技術等を十分身につけていない、合併により少なくとも組合員とのつながりが希薄化するのではないか、また、當農指導員の数をふやさない等の、今先生のお話などの御批判が今日寄せられて

いるということは承知しております。

したがいまして、今後、厳しい農業情勢のもとで、担い手の育成、食料自給率の向上等を図るために、構造改革を進めることが急務となつてゐるわけありますから、その意味で、當農指導を農協第一の事業として明記したところでございま

く。また、法人経営、大規模家族経営等とのネットワーク化を図りながら指導の重点化を図る。試験場、肥料・農薬等のメーカー、地域農業改良普及センター等の協力を得て當農指導員の資質の向上を図る。そして、マーケティング、消費地での店舗展開等を視野に入れながら農産物の有利販売の観点からの対応を戦略的に実施していく。かようして、私の質問を終わりたいと思います。

○須藤美也子君 私は、農協法の改正について質問いたします。

今回の農協法の改正のままで第一の事業として、これまで貸し付けが第一の事業だったのが、今度、営農事業、これが第一の事業に変わりました。しかしながら、これはいろいろ全国各地を回ってみますと、組合員の要求が一番強いのは営農指導と販売事業であります。そういう点で、今回営農事業を第一に掲げたということは当然のことだと思います。

しかししながら、農協の営農指導員が年々減少しております。そういう中で、法律だけ改正しても、実際、その中身はどうなのか、裏づけとなる當農指導の体制をどのように強化していくのか、まずその点、最初お尋ねしたいと思います。

○國務大臣(武部勤君) 営農指導の重要性は今先生御案内とのおりございまして、少し詳しく説明させていただきますと、まず、技術指導水準が低く、篤農家や法人経営、先駆的青年農業者のレベルにははるかに及ばない、昨日の議論にもありましたとおりございます。また、農家の知りたい栽培技術等を十分身につけていない、合併により少なくとも組合員とのつながりが希薄化するのではないか、また、當農指導員の数をふやさない等の、今先生のお話などの御批判が今日寄せられて

いるということは承知しております。

したがいまして、今後、厳しい農業情勢のもとで、担い手の育成、食料自給率の向上等を図るために、せっかく當農指導を第一に掲げたわけですから、この法の精神に基づいて裏づけとなる當農指導体制を強化してほしい、さらに合併農協に対してもそういう指導を強化してほしいと思うんですが、その問題について簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

○須藤美也子君 人材と質の問題もあるかもしれませんけれども、組合員が多様な要求を持つていいやないか、かように思います。

まずからの努力と、数少なくとも優秀な當農指導員の存在ということが私は問題を解決できるんじゃないかな、かように思います。

またインターネットもありますし、それは生産者みずから農協が利用され、そして農協が頼りになれる、こういう農協に変えていかなければだんだん農協離れが進んでいく、こういうふうに思いま

をする技術指導や営農指導、あるいはそういうさまざまな相談に乗ってやるにはやっぱり体制も人の数も必要だと思うんです。ですから、そういう点では、今回の法改正の裏づけとなる営農指導の体制を強化する、質の問題も含めて数の問題も、これをぜひ取り入れなければ、法を改正しても意味がないのではないかというふうに思いますので、そこを強く要望したいと思います。

次に、今回の法改正の三十条三項、これは非常に問題がある法改正だと思います。つまり業務の執行体制についてです。政府は規制緩和、規制緩和と言いながら、一方で農協に対しては人事の役員の体制まで法律で決める、規制する、義務化する、これは矛盾があると思うんです。特に、信用事業を行なう組合は、役員として信用事業を担当する専任理事一人以上を含めて常勤の理事三人以上を置かなければならぬ、こういう改正案ですね。三人の常勤理事を置かなければならぬ、その根拠は何ですか。これは局長さん、お願いします。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 現在の平均的な農

協の実態からいきますと、常勤理事が一・九人、

そして実務に精通しているいわゆる学経理事が

〇・四人ということになりますと、なかなか複

雑高度化する業務に対応し切れない状況にあると

いうことでございます。

特に、何回も申し上げておりますとおり、来年の四月からペイオフが解禁されるということで、

特に信用事業についての業務執行能力というものを抜本的に強化することが必要であるということ

がございまして、今回、考え方といたしまして

は、信用事業のみを担当する常勤理事が一人以

上、そして信用事業以外の他の事業を担当する常勤理事が一人以上、これらの両理事の独断専行を防止して牽制機能を確保するための全体を総括す

る常勤理事を一人以上という考え方で、少なくとも三人の常勤理事が必要であるという改正在行つたものでございます。

○須藤美也子君 三人になればうまく保証といふのは、ちょっと悪いかなあと思いますよ。例えば、組合長が悪いはいと言つていれば悪くなるわけです。そこをチェックするというふうになれば、一人のものが三倍になって、ますます悪くなるというケースもあるわけです。

ところで、現在、三人以上の常勤理事を置いて

いる農協は幾つあるんですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 常勤理事を三人以

上置いている農協は、平成十一事業年度で三百三

十二組合ということになりますと、全体の約二割でございます。

○須藤美也子君 たった二割でどう。八割の農

協が常勤理事をふやさなくちゃならないわけで

す。それは大変なことですよ。各地には、私の方

も、山形県の例が先ほど出ましたけれども、山形

県でも合併しないで頑張っている農協がたくさん

あるんです。そういう農協が全国至るところにあ

ると思います。

ここで、一つ例を挙げたいと思うんですが、浜

松の三方原開拓農協、ここは信用事業を行なってい

る小規模農協です。財政状況はまことに健全であ

ります。昨年決算における自己資本率は三・四

八%、不良債権はない、農協に対して組合員の結

集と信頼は非常に大きいと。農協とは農家の経営

を助けるための組織という協同組合の原則を貫いて

地域活動を行なっている組合であります。常勤役

員は組合長一人です。あと参事と金融課長がしつ

かり運営をしている。さらに、単協独自の信用事

業等組織問題対策委員会をつくって、独自の将来

構想を持っている。

こういう農協がなぜ三人必要なんですか。こ

はどうですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生今言われたよ

うに、小規模な農協の中で、一人の組合長を常勤

常勤理事を置くという財政的な余裕もない、そ

ういう余裕があるのであれば組合員の営農とか組合員の暮らしのために向けて、こうおっしゃって

います。

この組合長は、常勤理事三人制などは大規模

農協では必要かもしれません、私の方の組合で

はこのようにしっかりやっている、しかも三人の

常勤理事を置くという財政的な余裕もない、そ

ういう余裕があるのであれば組合員の営農とか組合員の暮らしのために向けて、こうおっしゃって

います。

法案は、一生懸命地域のために頑張っているこ

ういう農協を苦しめる法案になつてはな

いですか。

○国務大臣(武部勤君) 御心配の向きも否定する

ものではありませんが、今局長が答弁しましたよ

うに、今後合併なども相当進んでいくだろう、か

だけではなくてほかの農協にも、大きく言うと全

国的に系統に迷惑をかけるというようなことがござりますので、何とかそういうようなことを防ぐ

ということが必要になつてくるわけでございま

す。

これからることを考えますと、一人で信用、販

売、購買、営農指導、共済といった、今後ますま

す高度化し複雑化していく業務を完璧に行なうとい

うのはなかなか実際問題無理ではないかといふ

うことです。

これからることを考えますと、一人で信用、販

売、購買、営農指導、共済といった、今後ますま

す高度化し複雑化していく業務を完璧に行なうとい

うのはなかなか実際問題無理ではないかといふ

うことです。

しかし、翻つて考えますと、今後金融業務とい

うのはますます競争が激化して、その運営が非常

に難しくなっていくと。大事な大事な組合員農家

の貯金を預かっているわけでございまして、一た

ん破綻といふことになりますと、その組合員農家

だけではなくてほかの農協にも、大きく言うと全

国的に系統に迷惑をかけるというようなことがござりますので、何とかそういうようなことを防ぐ

ということが必要になつてくるわけでございま

す。

これからのことを考えますと、一人で完璧に行なうということは実際上無理であります。

これからのことを考えますと、一人で完璧に行なうということは実際上無理

その点で、もう一つ、大臣が今合併の方向に向かっているというようなことをおっしゃいましたが、今回の法案をてこに無理やり農協を合併に追い込んでいくような、そういうことはやらないでいようね。どうですか。

○國務大臣(武部勤君) 無理やりやるということはできないでしょ。しかし、合併のメリットとしてはありますので、今回の改革法の内容も、組合員に対するメリットを最大限に發揮することを行った結果であることを御理解いただきたいと思うのであります。

特に、組合員等の大事な財産を預かっていると、以上は、信用事業の破綻ということは絶対避けなければならないというふうなことは、やはり今回の法律の極めて重要な原則であるということを御理解いただきたいと思います。

先日、ケース・バイ・ケースということを私は申し上げましたけれども、それは一つの大原則、この法律のもとにいろいろなやり方、多様な農協の運営、経営の中いろいろな方法があるのでないかといふことで申し上げた次第でございま

○須藤美也子君 では、この法案をてこに無理やり合併するような指導はしない、こういうふうに理解をいたします。

そこで、先ほど来の御答弁の中で、やっぱりJA A銀行構築のためのそういう至上命令によって農協をそこに構築していく、こういう構想を持っているのではないか、こういうふうに思うんですね。全体をそういう体制にしていくと。

そういう中で、住専問題の教訓は、これはもうしっかりと学んでいらっしゃると思うんですけれども、地方の信用金庫などがあの当時バブルに踊らなかつた。地道に地元の企業を育てて共存して、経営も健全に発展させていることから、農協も信用事業もこれに学ぶべきだと思うんですね。金融専門の方々も、農協はもっと消費者や国民と結

びついた事業のやり方ができるし努力すべきだ、こうおっしゃっています。

常勤理事が多数いる広域合併組合での金融不祥事が多いこと、こういうことを見ても、常勤理事の数を三人にしたから、もう一度繰り返しますけれども、うまくいくという保証は、私は現時点ではそういう保証はない、こう言わざるを得ないと。ものは先生も既に理解いただいていると、かように思いますので、今回の改革法の内容も、組合員に対するメリットを最大限に發揮することを行った結果であることを御理解いただきたいと思

うのであります。

一方で、この三方原開拓農協のように協同組合の原則を守って、地べたに根を張ったような運動や事業を展開しているところはやっぱり強いです、地域にとっても強いですよ、そういう農協は。

ですから、そういう点では、こういうところにも強制的に三人体制でやりなさいとかいうようなことを今回も法律で義務づけるということ 자체、大変私は疑問を感じます。

さらに、今回の改正案で、なぜ事細かくそういう人事面を法律で義務づけるのかというの、私は非常に腑に落ちないんですよ。農協や連合会のそういう人事、経営管理委員会もそうですねけれども、それはそこそこの農協の定款とそういうのはあるわけですから、そういう法律で義務づけるということ自体、非常に問題があるんではないか。農協置づけていかないといけないというときに、法人経営は農協の組合員にしないんだというようなことを保障すべきであって、このように事細かく法律で規制するというこのこと自体、私は今の規制緩和のこういう方向からすれば逆行している、こう言わざるを得ません。

そこで、時間がありましたので、通告していたものをはしまりまして、農民を農業者にして法人を正組合員にしていく、この問題の法改正があると思います。

今回の改正案十二条、組合員資格の規定で、こ

れまで法人経営は農業以外の事業を行っている場合は正組合員になれないからです。以外の事業をやっているところはですね。ところが、今回改訂で、括してそういう法人、農業以外の事業をしている法人も株式会社も三百人未満のところは全部正組合員になると。このことによって農協が農民の協同から事業体の協同に変質していくのではないかと思うんですが、こういう心配はありませんか。

○政府参考人(須賀田菊之君) 先生の、法人経営の問題でございます。農協の問題というよりも、農政全体の問題だらうと思うわけでございます。今後、農政が国民の理解と協力を得て円滑に推進されるためには、やはり効率的で安定的な経営体が農業構造の相当部分を占めるような農業構造を樹立するということが急務になっているわけだと思います。

その経営体のことを考えますと、やはり主体は家族経営の大規模経営というものが発展をしていくとは思つわけでございますけれども、一方において、担い手のいないところでござりますと、あるいは生産条件の悪いところでございますとか、あるいは意欲的な経営でございますとか、そういうところを中心的に、法人経営、組織経営といふものも一つの方向ではないかといふに考えております。

そこで、今後、地域農業の中核として農協を置いておられるJA A銀行構築のためのそういうようなことはなかなか地域農業のシステム化、戦略的振興というのが困難なことです。そこで、やはり農業を営む法人、他の関連事業を営む場合も含みまして農協の正組合員資格を与えまして、法人、家族経営を問わず、地域の農業者全体会の組織として发展させていきたいというふうに考えたわけでございます。

同時に、そういう立場で企業を正組合員にするのではなくて、企業との共同の連携、連帯、消費者者が一緒に手をつないで地域をえていく。協同組合同士の連携というのが私は非常にこれから重要になっていくと思うんです。

○須藤美也子君 それも矛盾がありますね。私が組合員になつて、そして私が二百人ぐらいの従業員を使って企業経営をすると、私は個人としての

組合員の議決権一票と法人の立場での議決権一票、一人一票制から一人複数制になつていていますね。

それともう一つは、三百人未満ですね、正組合員になれるのが。私が二百人の株式会社をつくつたとする、農業もやりながら。協同組合に加わる。そして、私は量販店と契約栽培や出荷もする。農協組合員の生産者からも野菜を買つ。こういう場合、農協と、株式会社は利益を追求する企業です、競合するわけです。農協も大きくしていかなくちゃならない、利益を上げなくっちゃならない、法人も企業として利益を上げていかなくちゃならない。その場合、私は正組合員ですから、その調整はどうするんですか。それで農協が活性化するんですか。生き生きとなるんですね。私は決してならないと思います。

最後に大臣からお答えいただきますけれども、農協そのものがますます企業体になつていく、それに對して組合員が大変不安を持つてゐるんです。私は若いとき、鶴岡生協の役員をしておりました。選挙に出ましたから役員は首になつたわけですが、生協は中立ですから、ほかの団体と違います。そういう立場で何をやってきたか。今も消費者運動に参加しています。今、鶴岡の私地元の近辺の農協が生協と契約を結ぶ、どんどんふえているんです。全農山形支部も生協と契約を結んで生産者のつくつたものを買つてほしいと、そういう契約で産直をやつています。消費者と生産者がそこで結合するわけです。

地域の協同といふのは、ましてや自給率の向上とか地域の農業振興を図るためにも、生産者と消費者が一緒に手をつないで地域をえていく。協同組合同士の連携というのが私は非常にこれから重要なことが重要だと思うんです。

それから、民主主義の原則を根底から翻す、一人一票制を覆すようなそういう法の改正は、これは農協を変質し、組合員がどんどん農協を離れていくと。

そういう点も含めて、もっと深く現場の組合員の立場に立って法の改正もやるべきだと思うんですけれども、まずこの問題について、基本的な問題ですでの、これから二十一世紀の地域農業と農協のあり方も含めて私は今問うていますので、大臣から答弁していただきたいと思います。

○國務大臣(武部勤君) この改正も私は一つの過程の中にあると、このように思います。

農協は大きく変質しなければなりませんし、農協の目的だと使命というのも大分変わってきたし、変わらなくちゃいけない。その中で、地域政策といいますか宮農指導とかサービス部門、こういった部門はいずれ行政と一体になっていくのだろうと、私はこのように思っています。

産業政策といいますか経済行為、こういったところは今までのような農協とは違った形で私は脱皮していくんじゃないかなと、このように思います。

先生御指摘の問題意識は私もかなり共通点を感じていると思いますけれども、現時点にありますては、農協がダイナミックに変わっていく、そしてこれがさらにダイナミズムを生んで、場合によつてはこれが新たな時代の要請にまた分化していくっていいんじゃないのかなと、私はこう思いますが、いずれにしても、その過程の中の一つの大きな転換というふうに理解をいただき、議決権の問題にいたしましても、まあいいじゃないかと、私は、法人も一票ですから。しかし、それで構成されている人たちが農業に従事するのであれば、その法人が百人でも二百人でも新しい雇用力を抱えて大きくなっていくのなら、そして農協にもいろんな新しい考え方、意見を反映させていつてそれが前進するならこれも結構じゃないかと、私はそのように考えております。

○須藤美也子君 時間ですので、終わりります。

○岩本在太君 無所属の会の岩本在太でござります。いよいよこの農協二法の最後の質問になろう

かと思います。よろしくお願ひいたしたいと思い

ます。

まず冒頭に、先ほど須藤委員からの御質問に対しまして大臣の御答弁の中で、農協の宮農指導の優良事例として能登わかばの例を挙げていただきました。私は、担当していた一人として、御評価いたいたしたこと、大変感謝をいたしたいと思っております。そういう答弁をいただきますと質問が大分鈍るんじゃないかというような感じもいたしますので、鈍らないように頑張らせていただきました。

かと思います。

法律に関する細部の質疑はもう皆さんおやりになりましたので、農協一般について曰ごろから考えておりまることについて質問を、私の場合はその点に関しての質問をさせていただきたいと思

います。

〔委員長退席、理事岸宏一君着席〕

私が言うまでもなく、農協、これは農家にしろ農民にしろ、そういうものに対する役割としてはもうこれ以上ない大変重要なものでありますし、今まで実績もあるわけですし、これからもそういうふうに私は思っております。

そこに関連しての質問をさせていただきたいと思

います。

〔理農岸宏一君退席、委員長着席〕

そう思つておるんですが、実は最近ちょっと疑問だなといいますか、私なりの疑問なんですが、いつも保護されていてるといいますか、ある程度育成されている、そういうものを持って有利なはずであるのですが、それが本当に生かされているのかどうかという面でちょっと疑問を感じまして、私は、やっぱり農協というものはいわゆる農業という特殊産業に対してのものだと思うんですね。一般企業なんかではやっていても、農業といいますと、どうしても個人経営。法人が今度施行されているようですし、大分進んでおりますけれども、私が用事業なんか、農協なんというのは営業せずに金が集まつてくる。一般的金融機関とは全く違うんだと思います。お米を売ったら大体農協に入つてくるというようなそういう有利な面もござりますし、また販売、購買面についても、お客様はほかの企業なんかと比べて確保しやすいと。

その面を本当は生かさなければいけないはず

なでござりますが、これも質問にいろいろ出ておりますけれども、大規模農家なんかはいわゆる農業資材を商系から入れた方が安くなるからそつちから入れるというような、ちょっと矛盾したような点が見受けられます。私の経験でも、農協のSSですか、ガソリンスタンド、あれなんかガソリンは、いろんな地域性があるかと思うんですけれども、私の知っている限りではどうも農協の方が高いというような印象を受けてしようがな

ら、一般的企業であれば、もうけの中でいろんなことをできるわけですね、将来の見通しに對して。ところが、個人経営ですと、そこまで財政的にも労力的にもなかなかできない。具体的に言えば、新しいものに対する試験研究、あるいは情報を得るか、情報を提供、あるいはこれ

をどうやって得るか、農業の生産は農林省の方はどうとらえられておるのか、まずその

こと

農家を助けるとか、有利な面を生かしていくといふ面が生かされていらないんじゃないかなという漠然とした思いがあるんですけど、その辺の実態を農林省の方はどうとらえられておるのか、まずその

こと

ます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 農協は、ガソリン

スタンドでございますとか、肥料や農薬等の生産

資料の提供を行つておるわけでございます。

まず、先生言われたガソリンの小売価格でござ

ります。一般的にはガソリンスタンドの競争とい

うのは非常に激しくて、近隣のガソ

リンスタンドの価格を考慮して価格が決められる

ということです。

そこで、身内の全農の調査では、農協系の

ガソリンの小売価格の全体平均ということに見れ

ば、商系と比較して大きな差はないということに

なつておるわけございませんけれども、場合によ

りましては、人口の少ない農村地域で競争も余り

ないというようなところに立地をしているところ

は、競争原理がうまく働かないということで、割

高になつておる面もあるのではないかということで、割

に考えております。

それから、農薬とか肥料とか、個々の物資の実

際の購入価格を直接に把握することは非常に難

しうございますが、全中が大規模農家に対し

て行つた調査によりますと、やはり大規模農家の受

け取り方は、農協の価格は高いとか、値引きがな

い、大口の割引がないというような不満が全体の

四割を占めておりまして、やはり価格は商系に比

べますと高いではないか、そういうことが不満

になつておるのではないかというふうに思つてお

ります。

そして、その原因は何かということございま

す。やはり一つは、物流が全農、経済連、単協と

三段階であるという物流の非効率でございま

す。あるいは農協の平等主義ということで大口割

引を思い切つてしないでござりますとか、あるい

は余り言いたくはないんですけど、やはり當

業努力の面で殿様商売的な原料購入みたいなものをしてているのではないかとか、そういう批判がある、そういうのが原因ではないかというふうに認

○岩本莊太君　今のお話で、細かいことですけれども、ガソリンが地域性、おっしゃりたいのは、余りスタンダードがないところであれば少し高田になるとだろうというようなお答えだと思うんですけれども、そうじゃなくて、実際にいっぱいあるところも高いんですよ。私なんか、そういうものを担当した立場から、高くともこれは育成のために買わざるを得ないかなという思いで買っておりましたが、たけれども、実際そういうものがあるということを御認識いただきたいと思います。

私 その原因はどこにあるのかということをかにお尋ねしようと思いましたら、今お答えがあつたわけですけれども、殿様商売、物流の非効率化というような御指摘ですが、これは結局、経営のやり方が悪いということだろうと思うんですね。これは適切な例かどうかわかりませんけれども、

例えば信用事業なんかについても、本来であれ

ば、例えば一般銀行なんかを卒業された方でもいいから、そういうものになれている人が本当は農協でいろいろ助言を与えるとか、そういう方向の方がいいんじゃないかということで私、随分試み

たことがあるんですけれども、それがなかなかそ
ういうところへ行かない。これは一つ殿様的な要
素かなというような気がいたします。

と、もう一つは人の数が多いということはないんですか。その辺、いかがでしょうか。

れどきの休日に休むとか、そういうこともあるのではないかというふうに言われております。○岩本在太君 これは、今の競争社会の中で農協が生き残るために大きな仕事であると思うんです。したがって、農協の問題、中心の問題にならぬうと思うんですけれども、農林省としても今のような実態をおつかみになつたとすれば、何らかの方向性といいますか、具体的には関与はできないでしようけれども、指導といいますか、そういう働きかけをしなきゃいけないんじやないかと想うんです。傍観しているだけではいけないんじやないかと思うんですが、その辺についてどういうふうに農林省はお考えか、お願いいいたします。○政府参考人(須賀田菊乃君) ただいま申し上げましたような原因を分析いたしまして、やはり組合員農家に安定的な価格で資材等を供給するという農協本来の使命を果たすことが重要ということです。現在、系統とも協議をしているところでござります。

○岩本在太君 よろしくお願ひしたいんですが、農業者はなかなかわゆる商売人になり切れませんし、商人であつてはやつていけないのが農業だらうと思いますけれども、かといって実際に生活をしているわけですから、厳しい世の中との対応といいますか、その接点として機能するのが農協の役割だと思いますので、それを指導されているのが農林省かと思いますけれども、時代はどんどん変わっていくわけですから、その時代に合わせたそういう指導をぜひお願いいたしたいと思います。

それと、次に、農協合併といいますか、合併助成法がたしかことしの三月で切れたというようなことでございまして、これは随分前から相当力を入れて農協合併というのはやらされたと。私の理解では、これは例えば共済とか信用面、先ほど大臣は、営農指導面でもいろんな広い方が、いろんな専門家がおるというような、確かにそういう御指摘もあると思うんですが、どちらかというと信用面とか、そういう面の安全性その他でスケールメ

協力してきた身ではござりますが。
きのう、ちょっとレクのときにお聞きしたら、
共済は全国一本化しているけれども、JAバンク
ですね、私はJAバンクは最近組織がえして名前
を変えましたのでつきり統合されているものと
思っておりましたら、何かそうでもないと。今回
のこの法改正も、中金の役割を見ると必ずしも一
本化するようなことは書いていないと思うんですね
が、相当世の中でもJAバンクと言つて宣伝され
ている。これは競争の厳しい時代ですから当然の
ことだと思うんですが、私が考えていたのと
ちょっと違うような印象を受けておりますので、
その辺、今、JAバンクというのは統合化されて
いるのかどうか、いわゆる業務の運営はどんなふ
うな仕組みになつてているのか、それをひとつ御答
弁いただきたいと思います。

組合員農家から貯金を受け入れまして、自分のところで運用し切れなかつたものを信連に預け、信連が自分のところで運用をして、運用し切れなかつたものを農林中金に預ける、そして農林中金が外部経済との接点に立つて運用してこれを順次還元をしていくという、資金の流れは一つの系統というふうになつてゐるわけでござります。

ただ、やはり住専の反省後、信用事業を中心組織の一一段化を要請していたわけでございますけれども、やはり一つ一つが独立性を持つて資金運用をしておりまつし、あるいは農林中金の要求するようなきれいな、不良債権のない形態にあるといふ信連が少ないというようなこともあって、なかなか組織の一一段化というのが進まないということで、大変頭を悩ませている点でござります。

ただ、各単協、各信連がばらばらに資金運用をしておりますために、能力を超えた運用をいたしまして破綻をするというケースが見られるわけでござります。

今回はこういうことに対処をいたしまして、一つは、名実ともに一つの金融機関となるようなシステムとして農林中金を中心し信用事業の自主ルールというものをつくりまして、それに基づきまして問題農協を早期に見つけまして、事業譲渡でござりますとか合併でござりますとかの指導をする体制にするということを一つの柱として改正をしているところでござります。

そのほかに、やはり破綻のないような運営をす るということで、農林中金が中心となりまして、全国一元的なコンピューターネットワークシステムというのを、まだできていないというのが金融業界の中ではちょっと手おくれのような気もしますけれども、今回、全国一元的なコンピューターネットワークシステムというものを構築して、全国で統一的かつ高水準の貸出審査等の金融業務を行えるようにすることによりまして、実態を伴つた真のJAバンクシステムというものを確立することを目指しておるわけでござります。一方において、組織の一一段化ということでも銳意努力するこ

としているところでございます。

○岩本在太君 そうしますと、合併というのは何のためだったのか、単協の合併によって片づけようと元気の出ないような感じがするわけでございます。

それで、今のお話で、結局何かやるようなお話をございましたけれども、負債の温度差といいますか、差は随分あると思うんですね。だから、そういうものを解決するために、いわゆる信用事業みたいなものはスケールメリットを求めるようなら、そういうものに進まなきゃいけない。それは、現実にそういうものがあるからできないというのは何かちょっと逆のような考えがいたしますので、そういう信用等はその辺でしっかりと統合といいますか、そちらの方に私は向かってもらうべきじゃないかなと思うんですけれども、大臣、その辺、どうお考えですか。

○國務大臣(武部勤君) 農協の合併というのは、先生御指摘のように、さまざまなスケールメリットを求めていたのだと思うんです。同時に、さまざまな事業運営体制の強化、人員あるいは施設の効率化など、コストダウンというようなことも当然でありますし、信用事業についても、今先生御指摘のようなことを想定して、今、努力の過程にある、かように思つております。特に當農指導などについては、先ほど来御議論がありますように、人材がどちらかというと偏っているという現状を考えましたときに、小さいところと大きいところですね、そいつた面では大きな期待ができる、このように思つております。

これから、まだ過程にあるということを私、先ほど申し上げましたが、農林水産省としても、さらに農協の本来のあり方というとに照らして、多様化、高度化によって組合員のさまざまなニーズにこたえられるようにしていかなければなりませんし、また組合員のニーズだけじゃないと思うんです。これは、国民や社会の農協に対する厳しい

目もありますし、理解と協力がなければ成り立っていないかということを前提に今回の合併に対する期待があるんじやないか、かように考えております。

○岩本在太君 要するに、いろんな難しい問題はあると思いますけれども、やはり農業所得、これは御存じのとおり減る一方ですから、それだけ考えたら農家の経済というのは非常に厳しいと思うんです。それを打ち破るのは、たしか大臣も、二三次産業、三次産業、例えば流通とかサービス、そういうものを取り入れてということで、そういうことによって農村に回るお金なりそういうものも変わらなくしなきゃいけないのじやないかと思うんですけれども。そういうことも含めて、難しい問題があると思いますけれども、より農村の活性化のためにひとつよろしくお願ひしたいと思いま

す。

それと、合併で、先ほども出ましたけれども、當農指導といいますか、そういう面で確かに専門分野の人を一つの農協が広く抱えられるというメリットはござりますけれども、今、合併と逆といいますか、いわゆる當農の面からいきますと物すごい地域性が求められているんですね。先ほどの能登わかばの話も、あれはたしかネギだったと思うんですけれども、あれも一つの地域で、あそこは合併した後でもそういうことを取り入れたわけです。

一般的に見ますと、やはり當農指導の面からいふと、焦点を当てる地域がだんだん小さくなつてくる、小さくしなくちゃいかぬ、その特性を生かさなきゃいかぬというふうに変わりつつあるようになりますが。そういう点から見ますと、合併とちょっと方向が逆のようだな感じがいたしま

す。これは大変難しいことかと思うんですが、そういう面について農林省の方はどういうふうにお考えになつてゐるか、御所見をお聞きしたいと思

います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生おっしゃるよう、合併自身は、信用事業でございますとか、そういう意味でございました。農業共済事業を中心とした事業基盤を強化するでございます。

一方で、當農指導について見ますと、やはり先生言われるような地域性、しかも地域の特徴を生かした高付加価値化、こういうものを目指すといふことが一つの方向でございますので、當農指導は広域合併によりまして組合員との関係が一般的に希薄化する、特に當農指導については業務運営体制の効率化ということでさらにならないと、いう批判が寄せられているわけでございます。

そして、當農指導員の数がふやせるかという話でございますけれども、やっぱり當農指導というのは組合員の賦課金で主として賄われておりますのではから、組合員の負担もそうかけることができないということで、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、その中の質の充実ということです、普及組織の協力を得、またITではございませんけれども、担い手等のネットワーク化を進め、そしてマーケティングだとか、あるいは消費地へ店舗を設置する等々、そういう支援体制を整えて、中の質の向上を図つていくという方向で対応したいというふうに思つておる次第でございます。

○岩本在太君 なかなか苦しい御答弁で、私もそれがすべて納得するわけじやないんですけど、今の段階では問題として指摘させていただくだけにしておきます。

最後に、農協に限らないで、農業政策といいますか、そういう面で私なりの考え方をちょっと申し述べさせていただきまして、大臣の御所見をお聞きしたいんです。

というのは、やっぱり今、地方分権の時代で、

施策をつくる場合もそういうふうな方向に行つた方がいいんじやないか。今、農産物の地域性もいろいろありますし、消費者のニーズもいろいろ変わってきています。国がいわゆる地方分権と言つてるのは今は全国一律でやれない時代で、地方のそれぞれの思いどおりにやらないとなかなか満足感、幸福感が得られない。それが国として

とつぴな方向に行けば別ですけれども、そういうことにならないよう機能するのが国じやないかという思いがいたしまして、そういう面で、農業についても、い例かどうかわかりませんけれども、例えれば反対の方針、これは中央が出すと物すごく反発が出るし、反発しやすいわけですね。それと、中央が計画を立てるときは全国を同じようにやらなきゃいけない。そうするとどうしても、あいまいと言つては失礼かもしれませんけれども、そうならざるを得ない。逆に言つたら、農業のいろんな面で地方から声を出させて、地方を中心にして、それを先ほど言いました地方分権の考え方で、全国ベースとして見たときにおかしながら行くか行かないか、それだけを中央でチェックするという方が、農水省としても例えはその地元、ほかの地域に説明するのに、あそこはこういう事情があるんだということで言いやすいんじゃないのかな。

自分のところですべて何でも、農林省ばかりでない、全中なり全農もそうかもしません、そういう農業団体の中央もそうかもしませんけれども、むしろ上からやるんじやなくて、下からやつたやつを調整するという、そういう方向に私は行くべきじゃないかと。 言うはやすく行うは難しいと思います。それは地方の認識もあると思います。地方がどのぐらいそういうふうに動くかどうか。これは私も自分の地元では随分そういう話をしているんですけど、それとも、なかなか正直言つて動きません。動かないでくださいね。 されども、なんだん、徐々にではあってもこの改革の時代にそういうふうな方向に農業も行くべきじゃないのかなと思うんですが、その辺、大臣

の御所見をちよっとお願いいたしました、質問を終わります。

○國務大臣(武部勤君) 経済の論理からすれば、市場原理ということで競争政策をどんどん取り入れてやっていくと、これが活性化の原動力になります。このように思っています。

しかし、そういう意味では、農協などのあり方ということについては、大いに見直しをしなきゃならないというようなことで今回法改正をお願いしているわけでありますけれども、特にこの中で大事なのは、公共の原理ということを忘れちゃならないと思うんですね。これは国民の皆さん方の理解と協力を求めていかなければなりませんけれども、やはり地域を支えているというのが農協の存在価値として非常に大きい、このように思います。

でありますだけに、農林水産省が中央からメニューやをつくるこれを提示して無理やり食べさせると、いうやり方ではなくして、地方分権ということよりも、遠藤副大臣あたりは地方主権ということを盛んに言っていますけれども、一人一人が自立することによって地域が自立していくということになれば、やはり地域が自立していくということで国全体がよくなっていくんだという意味では、今の先生のお話は全く同感でして、今後の農林水産行政の上でそのことを十二分に考えて、全国一的な政策展開にならないように、それぞれの地域の自立性というものを、自助・自主ということを尊重した農政の展開に努めていきたいと思います。

○岩本莊太君 どうもありがとうございました。
○委員長(太田豊秋君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

農業協同組合法等の一部を改正する法律案の修正について郡司君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。郡司彰君。

○郡司彰君 私は、自由民主党・保守党・民主

党・新緑風会・公明党及び社会民主党・護憲連合を代表して、農業協同組合法等の一部を改正する法律案に対し、修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付をされております案文のとおりでございます。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。

近年、我が国の農業及び金融をめぐる情勢は急激に変化しており、農協系統組織の体制整備・体质強化を行うことが重要な課題となつております。

このため、政府原案におきましては、組合員の多様なニーズに対応した事業運営が確保されるよう、組合の業務執行体制を強化するための各種の改正が行われております。

しかしながら、今回の改正が真に農業者の利益の増進につながっているのかどうか、一定の期間が経過した後に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする必要があります。

修正の内容は、法律案の附則に、「政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況等を勘案し、組合員である農業者の利益の増進を図る観点から、組合の役員に関する制度の在り方、組合の事業運営の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」との検討項目を追加することとなります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(太田豊秋君) これより両案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○須藤美也子君 私は、日本共産党を代表して、農業協同組合法等の一部を改正する法律案及び農

す。ところが、政府案はこれら協同組合の基本原則、民主的運営原則に反するものとなつていま

す。反対の第一の理由は、業務執行体制強化のため

して、合併を強制するものです。

第二の理由は、経営管理委員会に関して、これ

までは定数五名以上ですべてのメンバーが正組合

員としていましたが、これを外して准組合員や員

外にも認め、さらには代表理事の選任権も与える

ことです。組合員の代表でもなく、組合員によつて選ばれた者でもない理事が代表として日常業務の最高責任者になることは、農協の民主的運営を形骸化しかねないものです。

第三の理由は、中央会と農林中央金庫の機能、

権限を強化することは、組合員主体の農協運営と

単位農協が主役の系統組織という協同組合の民主

的運営の原則逆行するものと言わざるを得ませ

ん。当面する金融情勢への対応策とはいえ、中央

集権的に早期発見、早期是正のための自主ルール

によって経営困難な単協が行う信用事業の権限を

奪い、強権的に信連や隣接農協に合併や事業譲渡

をさせ、さらにその勧告に従わないときには除名

まで行おうとする」とは、協同組合にあつてはな

らないことです。

次に、農林中央金庫法案についてです。

今回の改正の中心をなす業務範囲の拡大は、從来の貸出先業種を会員団体を中心に限定列举するや

り方から、会員以外の業種限定のない貸出しを

農林水産大臣の認可で認めようとするものです。

これは、野方団な融資につながる可能性を拡大す

るとともに、農林中央金の系統金融としての性格を

変質させることにつながり、賛成できません。

なお、総則で農林中央金庫の農林水産業の位置づけを明確にしたことは賛成できますが、業務範

域の拡大の問題点が大きい以上、法案全体には反

対するものです。

なお、農協法の修正案について、政府案により講じられる措置を実行する立場から五年を日途に

点検、見直そうとするもので、賛成できません。

このように思っています。

○委員長(太田豊秋君) 他に御意見もないようですか、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより農業協同組合法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、郡司君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(太田豊秋君) 多数と認めます。よつて、郡司君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の採決を行います。

修正部分を除いた原案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(太田豊秋君) 多数と認めます。よつて、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、農林中央金庫法案について採決を行います。

本案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(太田豊秋君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(太田豊秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(太田豊秋君) 漁船法の一部を改正する

法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。武部農林水産大臣。

○國務大臣 武部勤君) 漁船法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

漁船法は、漁船の建造等の事前許可制度と漁業に従事している漁船の登録、検認の適切な実施を通じて、漁船の用途、性能について確認を行い、不適切な建造計画を排除するとともに、無許可操業漁船の出現を未然に防ぐことにより、漁業調整に貢献してまいりました。

しかしながら、近年、省エネ化による漁業支出の低減、漁獲物の鮮度を維持するための高速化等を図るため、漁船の長さが長くなる傾向にあり、漁業の許可を行う者と漁船の建造等許可を行う者が一致しなくなってきているため、建造等許可の申請先の統一による手続の円滑化及び漁業者負担の軽減が求められているところであります。

また、平成十二年三月三十日に閣議決定されました再改訂規制緩和推進三カ年計画において、都道府県知事が行っている漁船工事完成後の認定及び登録票の検認について、第三者機関による統一的な実施を含め検討を行い、平成十二年度以降早期に措置を講ずることとされております。

このため、漁業者の負担を軽減し、また、規制緩和に資する等の観点から、建造許可制度及び船舶登録制度の見直しを行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、建造、改造及び転用の許可の対象となる動力漁船の区分の見直しであります。農林水産大臣及び都道府県知事が行う動力漁船の建造等の許可について、これまで長さ十五メートルを基準としていた区分を見直し、漁業許可を要する漁業に従事する漁船については、漁業許可を行ふ行政庁が建造等の許可を行うこととしております。

第二に、漁船の登録票の検認期日の延長であり

ます。

登録をした漁船及び登録票について、都道府県の三年から五年に延長することとしております。

第三に、指定認定機関についてであります。

農林水産大臣または都道府県知事は、指定認定機関に、動力漁船の工事完成後の認定の業務の全部または一部を行わせることとする

こととしております。

第四に、指定検認機関についてであります。

都道府県知事は、指定検認機関に、漁船の登録票の検認の業務の全部または一部を行わせること

ができるものとするものとする

こととします。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(太田豊秋君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は午後に譲ることといたします。

午後一時三十分に再開することとし、休憩いたしました。

午前十一時四十三分休憩

午後一時三十分開会

午前十一時三十分開会

○委員長(太田豊秋君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について御報告いたしました。

本日、加納時男君が委員を辞任せられ、その補欠として鶴井郁夫君が選任されました。

○委員長(太田豊秋君) 政府参考人の出席要求に

関する件についてお諮りいたします。

漁船法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に水産庁長官渡辺好明君を政府参考

人として出席を求める、その説明を聴取することに

御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(太田豊秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(太田豊秋君) 漁船法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○谷林正昭君 民主党・新緑風会の谷林正昭でございます。

いよいよ水産の方に審議が入ってまいりました。これまで私は出番となつてまいりました。これまで郡司理事がやっていましたが、私は魚津市出身で、前の大蔵にもちよつと言つたんですが、魚津という魚のつく町でございまして、全国に四つしかない自治体の出身でございます。あわせまし

て、そういうこともありまして、私は演歌が大好きでございまして、カラオケへ行けば大体演歌、北島三郎、得意なのは「北の漁場」でございます。

そういうこともありまして、きょう質問に入る前に、何を食べようかなと思って、昼飯を実は魚たっぷりの握り寿司を食べてまいりまして、少しでも気持ちが水産に行こうというふうな思いで今、立ちました。少し気合いを入れていきますので、三十分間であります。よろしくお願いします。

そういうこともあります。このままでは、どうも困ります。

○國務大臣(武部勤君) 先生がサブちゃんを愛唱しておられるということは、私も全く趣味が一致しております。一度お手合せをお願いしたい、かように思います。

今、先生お話しございましたように、二百海里時代になりまして、四万五千平方キロメートルの二百海里内における資源をどのように守り、育て、そして、この資源に見合った操業秩序、つまり資源管理型の漁業を定着させていくかというこ

とが日本の水産の道しるべだと、かように思いました。

そういう意味では、漁船法は、漁獲努力量の重

要な要素である漁船の隻数、総トン数、馬力数を

管理するものでございまして、今回、TAC制度

に加えて、漁獲努力量を管理するTAE制度を新たに導入することとしておりまして、TAE制度

が機能するためには、漁獲努力量を正確に把握する必要があるわけでございます。したがいまし

て、資源管理の面で漁船法の果たす役割は一層重

要になってきており、かように思います。

そこで、漁船法でありますが、漁船法の目的の

中に「漁業生産力の合理的な発展に資する」というものがございます。ところが一方では、これから

の漁業は「二百海里」というものを無視できないといふことになりますし、「二百海里内の資源の保

存」という責任もついて回ります。

北島三郎の「北の漁場」の中に、「二百海里ぎり

ぎりに網をまいしていく」という歌詞もございます。

そういうことを思いますが、この「二百海里時代にあって水産基本法が出る、その二百海里」というところにあって水産資源の管理、確保ということになってしまいますと、この漁船法はどういうふうなかわりで貢献していくのか。単に規制緩和だけこれをするんだ、あるいは地方分権で少しでも民の方の負担の軽減ということだけでは私はな

いと思います、この漁船法の果たす役割は。

そういう意味で、もう一遍、大臣の方から、漁船法の果たす役割、これについてお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(武部勤君) 先生がサブちゃんを愛唱しておられるということは、私も全く趣味が一致しております。一度お手合せをお願いしたい、かように思います。

今、先生お話しございましたように、二百海里時代になりまして、四万五千平方キロメートルの二百海里内における資源をどのように守り、育て、そして、この資源に見合った操業秩序、つまり資源管理型の漁業を定着させていくかというこ

とが日本の水産の道しるべだと、かように思いました。

そういう意味では、漁船法は、漁獲努力量の重

要な要素である漁船の隻数、総トン数、馬力数を

管理するものでございまして、今回、TAC制度

に加えて、漁獲努力量を管理するTAE制度を新たに導入することとしておりまして、TAE制度

が機能するためには、漁獲努力量を正確に把握する必要があるわけでございます。したがいまし

て、資源管理の面で漁船法の果たす役割は一層重

要になってきており、かように思います。

そこで、漁船法でありますが、漁船法の目的の

中に「漁業生産力の合理的な発展に資する」という

ものがございます。ところが一方では、これから

の漁業は「二百海里」というものを無視できないといふことになりますし、「二百海里内の資源の保

存」という責任もついて回ります。

北島三郎の「北の漁場」の中に、「二百海里ぎり

ぎりに網をまいしていく」という歌詞もございます。

そういうことを思いますが、この「二百海里時代にあって水産基本法が出る、その二百海里」というところにあって水産資源の管理、確保ということになってしまいますと、この漁船法はどういうふうなかわりで貢献していくのか。単に規制緩和だけこれをするんだ、あるいは地方分権で少しでも民の方の負担の軽減ということだけでは私はな

いと思います、この漁船法の果たす役割は。

そういう意味で、もう一遍、大臣の方から、漁船法の果たす役割、これについてお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(渡辺好明君) 今、認定と検認に分けて御質問がございました。認定の方でありますけれども、現状は大臣認定と知事認定になつております。大臣の認定件数はここ数年三百件台でございます。それから、知事認定がここ数年一千五百件台になつております。合計しまして、認定は千五百件台。それから、検認はちょっと振れがあります、九万から十二万ということですが、總じて、過去三年平均ぐらいで一年間に十万件ぐらいの検認が行われているという状況でござります。す。

は、大臣については手数料の定めがございません。したがって無料であります。それから、知事認定のところは、もちろん手数料令等で取れるんですが、取っているところはございません。それから、検認につきましては、おおむね三千五、六百円から四千円ぐらいの水準を定めまして徴収をされているという状況でございますので、さて、この新しい制度になつたときに、今まで取っていないところを取れるかということになりますと、そこはなかなか難しいだらうというふうに思つておりますが、検認の方は既に有料で走り出しておりますので、それが引き継がれるものと理解をしております。

の谷本正昭君 これは遺作にしておりませんでし
たけれども、この検認の仕方をちょっと勉強させ
ていただきましたら、今そういう検認する人も少
ないということもありますからと思いますが、何月何
日に船集まつてきなさいよと言つて船を集め、
それをばんばんと五分か十分程度で見て回つて、
そして判こを押して、はい、よしと、こういうふ

うに理解していいんですか。

○政府参考人(渡辺好明君) いろいろなやり方がありますけれども、先生がちょっとお触れになつたかと思うんですけれども、各県のこの種の漁船の検査に当たる人員配置というのは大体五人ぐらいいです。国の場合で九人だと記憶しておりますけれども、そんな状況なものですから、かなり時間

がかかるっているケースもございます。

最大で、要するに申請時がそろっていますと、今おっしゃったように何月何日、検査のとき

持つてみると早いんですが、それから外れたすのときこ待つてきますよ、例えば一ヶ月かかる

うなケースもまれにはございます。

○谷林正略君 なせそういうことを質問したかといいましたら、年間十万件の検認をするときは、

やはり三百六十五で割るわけにいきませんから、少なくとも土、日休みということになれば、休

じやないかな、今の民間は。少なくとも三百日二割るといふことをなれば、用當の数を一日二二二

さなきやならないというふうに思うんですね。

「に大丈夫かな」というふうに思つたりもするんですが、そのときに、全国にどれだけのそういうセ

定する機関を設けるのか、これがポイントになっていると思います。それから、五年に延ばすと

うことになれば、それだけ間隔があくということになりますから、そういう枚は要らぬいひつ

はなりますから、そういう数は要らないかもれりません。

しかし、全国にどれだけの機関を設けて何名くらいの方々がそれに携わってやるのかということ

がポイントとなつてきますし、一番大きなポイントは、どういう人が僕認為当たるのか、ここがポイント

イントになつてくるような気がしますね。

例えば、水産庁で何かそういう試験をやって、認定者許可証みたいなものを出して、それを持ち

ないと認定できないとか、そういうことになるとか。あるいは、一定の技術があればということ

なっていますけれども、一定のそういうものがよ
りは上へう二二こなつて、ま十バ、ざれバジニ

おはようございますが、たれかどこの認定してもいいですよということを許可するの、

ということをちよつとお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(渡辺好明君) まず機関の数でござりますけれども、これは指定要件を客観的なもの

として定めますので、数に制限を付する、そういう氣持ちはございません。

それから、さつきちょっと私の話が途中にな
うを持ちはございません

第八部 農林水産委員会会議録第十五号 平成十三年六月七日

とはなく、きちんと検証をしながら何とかもたせておられるという方が現状でござります。

○谷林正昭君 なせこういうことを聞いたかとい
いましたら、やっぱり古くなればかえたいという
思いが出てくると思いますし、イカ釣り船でも、
話を聞きますと、隣の船が明るさを倍にしたらイ
カがそっちの方へばかり行って、それに負けない
ようになると明るさを強くしたらというような、も
うイタチごっこみたいなことをしておるという話
も実は聞きました。

そこで、私の方は、船をつくりあるいはかねる、そういうときに、水産基本法のときにも議論させていただきますけれども、これから水産業は担い手の確保というものが第一だということはうたっているんですね。ところが、肝心かなめの、どうやって担い手の確保をしていくか、これが余り読み取れないんですね。水産基本法のときにもう少し議論をさせていただきますが、今この漁船法の質疑をするに当たつていろいろ聞いてみました。

そうしたら、若い人たちというのは、例えばラック運転手、私はトラック運転手出身ですか、車のトラックに乗せてくれとか新車に乗せてくくれとか、ワンマン運行ですから、そういう居住性を大事にしながら、そういうところに人が集まつくるんですね。そして、給料は安くともいいから、そういう車をあてがわれた人が頑張る、そういうようなことなどもありまして、今思つているのは、今度は漁船というのも、担い手といふとを考えた場合は、やっぱりそういう若者に魅力のあるようないわゆる漁船、口で言つるのは簡単ですけれども、なかなかそんな簡単なわけにいきませんけれども、そういうような漁労環境の改善の中心はやっぱり漁船に置いて今後考えるべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(渡辺好明君) 私は三つぐらいのことを考えておりまして、一つは、やはり労働がきついということから、労働の省力化をするという

こと、それから、今先生がおっしゃられた居住性の問題については、居室は一人当たりこれぐらいまでとらなきやいけないというふうな指導は実はしているんですけど、実際はやはりどうしても魚の方を優先しますので、ぎりぎりのところまで縮めてしまうということが行われます。そして、何よりもやっぱり所得がきちんと得られない限りは、そこに魅力がないわけですので、そういう三つの側面から、これからいろいろと経営合理化をしていかなければならぬのではないかというふうに思っております。

非常に多くは思ってもいたれども、漁港の島でも、
○谷林正昭君 残り時間が少なくなつてまいりました
したが、伺うところによりますと、水産庁の予算案
いまとして、そういうところにも力を注ぎたいと思
つております。

自動カツオ釣り機とか、それから、冷凍したもの
をリフティングしておさめやすいようにするとか、それから、はえ繩を自動的に巻き取る機械とか、そういうものは研究をしておりまして、きついといふ部分の改善は進んでおりますが、快適でいいところまでまだ進んでいないのが現状でござ
れば、カツオにしてもマグロにしても、カツオの

の六割以上が、六割六分かな、六割五分かな、漁港の整備の方に、漁場の整備に使われているといふ。魚港は、四つとも同じ。

すが、これは質疑なしでやろうじゃないかというふうなことを聞きました。済善法が曰いてます。今、理事会で話をしていますけれども、この際、言わせていただきますが、別にそこにお金を使はなという意味じやありません。

大臣 今はとおもひましたように、これからどういふことをやつぱり、扱い手の確保だとそういうことを始めたときは、本当にやつぱりお金をつき込むところにはどんどんつぎ込んで、そして早く体制を整える、そして新しい水産業の出発点とする。こういう気持ちで基本法を審議するというのが私は正しいかなというふうに思いますし、二十一世紀の漁業、水産業、そういうものの発展のためにも大事じゃないかなというふうに最後に申して

○國務大臣(武部勤君) 今後、水産基本法の御審議をお願いする際にもいろいろ御論議いただきたいと思いますけれども、やはり資源の問題、そして、これをどう育て、守るかということに加えて、担い手ですね、水産業の担い手というものをいかに確保していくか。そのためには、漁労環境の改善ということも大事な施策として我々は真剣に考えていかなければならない、かように存じます。

○山下栄一君 最初に、時間が限られていますので、民間機関の活用、この問題を取り上げたいと思います。

漁船法改正の目的は、規制緩和に資する、そなから、漁業者の負担が軽くなるというようなことがこの提案理由に書いてあるわけですけれども、どうなるのかなというふうに疑問を持ちました。船の工事、建造その他工事をして、完成後、認定すると。認定のところで民間機関の活用と。認定は、そこは活用しないですけれども、今度は検査する。認認という手続のときに民間機関を活用すると。
〔委員長退席、理事岸宏一君着席〕

先ほどもおっしゃった質問がありましたが、それともう一つ、民間機関として手を擧げる可能性のあるのは、どうぞぐらうい考えておられるのか。どんな方々が手を擧げるのかな。こういう作業は、船はどんどん減っていく。漁船がどんどんふえていくということは考へられない。つづきについて、おっしゃっておられた

考えられない、も一とれかげやすく言つたが
ももうもてあましていてる仕事と違うかなと思つ
ですね。そういうのを民間に押しつけるみたいな
ことにならないのかな。
何か基本的な疑問がありまして、どんなところ
が手を擧げるのか、どんなところを想定されて
いるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。
○政府参考人(渡辺好明君) 漁船を、通常の船舶
でもいいんですけれども、建造しているメーカー

の例はお術者の方々が一定の組合のよだれをつくって検認部門を扱うというふうなこともありますし、それを専門にするとということではなくて、一定の株式会社がこの業務をあわせ行うといふうなこともありますし、中には、公益法人の中でこういう漁船関係のものをやっているところが手を擧げる可能性もあるというふうに思いますが、現状では特にどれというふうなことは決めておりませんで、道を開いて、そして実態の推移を見ながら手を擧げてもらいたいなどといふうに思っております。

といいますのは、十万牛、これは僕認期間が延

びますから五分の三になりますけれども、十万件という件数は非常に多いわけあります。全国に散っておりますので、できるだけ近場でそういうことができるというふうになれば、漁船を所有される方々にとつても利便があるのではないか。間に押しつけるということではなくて、民間を肯定してそこに行わせることもできるということござります。

○山下栄一君 私は、ほとんど手を擧げるところはないんじゃないかなというふうに思います。造船業界で何かつくってそこでやるとか、この認定とか検認の事業だけ手を擧げるところなくて、もうそんなの採算が合わないと思う。今おしゃつこねども、日事の認定は千二百件で

う。検認の方は、これは三年から五年に延ばすしか
けだから、毎年減るわけですわな。十万件じゃや
くて七万件以下になるわね。余りふえへんと思
ね、僕は。そんなの、どんどん手を擧げる部屋
じゃよ、二想うしが十よ、羨う感想は。

し、ないと思ふてゐる。食の風味ばかりでなく、これは競争原理なんて働くかと思う。特に私は、便利になる利便性はあるかもわからぬけれども、そんな全国展開するような業界などかなと思いますけれども、少なくとも費用面で安くならない、なりようがないというふうに思ふんです。

それどころか、例えば、先ほどもちょっと触られましたけれども、今、認定料はただです。

ね。これ、認定料をただでやらせるわけにいきませんわな、民間にやらせたら。どうするんですか、これは。

○政府参考人(渡辺好明君) まず、前段のところでありますけれども、御承知かと思うんですけども、浜々へ行きますと小さな造船所がたくさんござります。そういうところが集まって、この検認作業をやりたいというふうな声は一部あるわけでございます。

俗な話で申しわけないんですが、ガソリンスタンドをやっているスタンダードが民間車検をやるというふうなケースもあるわけで、これが独立して全國展開をするというようなマーケットになるかどうかは別でありますけれども、少なくとも、日本全国に散らばっている数多くの漁船について、そういう場を提供することはあり得ると思いますし、検認をすればそれが費用の低減にもつながる、あるいは土曜、日曜にも検認をするというふうなことになつていくんだろうと思います。

それから、認定料の問題ですけれども、先ほど私が申し上げましたように、現在ゼロですから、これを新たに取るというふうなことには多分ならないと思います。そうしますと、これまで国がやっていた、あるいは県がやつていた事業をかわってやつてもらうことになりますので、その部分について県なり國が一定額の費用を、業務の合理化ということで、出していくようなことはケースとしてこれから考えられると思います。

○山下栄一君 ということは、認定料を国民が負担するということですね。税金でやるんだということになると思うんですよ、今の話は。

だから、規制緩和して民間参入して競争原理が働いたら普通は安くなつていくのに、規制緩和して国民の負担がふえると。認定手数料を取つてないのを、民間にさせたら取るわけにいかぬから、だれが払うんだと。それは税金で払うんだといふことでござります。

○政府参考人(渡辺好明君) 税金で負担するわけにいきますが、民間におろすことによって本当にかかる部分だけを負担するということになりますから、現在国が負担している部分であつても、現在都道府県が負担している部分であつても、民間にそれをさせることによつてもっと合理化が進む余地も私はあると思うんです。

ですから、新たに国民や都道府県民に負担を求めるということではなくて、現在でも国や都道府県がその検定の部分は負担しているわけです。その費用が、民間に道を開くことによってあるいは減つていくことが、合理化をされることが考えられるというふうに私は思うわけです。

その反面で、例えば県や国のその検定にかかっていた費用はいろんな意味で合理化をされ減つていく。(こちらが減つてこちらに移る、そのときの移り方が、一〇〇のものが一〇〇ではなくて、一〇〇のものが八〇になつたり六〇になつたりすることが、民間を活用することによって生じるのではないかなというふうに私どもは考えております。

○山下栄一君 だから、税金で負担するけれども、公務員がやるよりも民間がやつたら、結果的には減るのもわかるねということですね。だけれども、僕はおかしな話だと思いますけれども、ね、そういう話は。

交通費なんかも今まであれでしよう、公務員がそこへ行って、これ、現場確認ですよね、どちらも。交通費も今まで税金でやっていた。民間はそこへ行つて、これが、現場確認ですよね、どちらも。交通費は要らぬのかな。すぐ近くで歩いていけるところだったらいけれども、民間といえども、交通費はどうするんですか。

○政府参考人(渡辺好明君) 個々の費用、コストをどういうふうにこれから見ていくのかということは十分研究しなきゃいけないと思います。

ちなみに、建造許可制度を廃止いたしますと二つの難点が出るというのが私たちの戸内での議論でございまして、一つは、建造後に大きな基準との不一致が出たときに、改めてこれを改造しなければならないということで経済的なリスクが生じます。

○山下栄一君 いろいろ御検討された結果なんですが、民間におろすことによって本当にかかる部分だけを負担するということがあります。少なくとも、国や地方公共団体がやるよりは、民間に行われますとどうしても、それにかかる費用はやや合理的でないものを支出することもあるわけです。

○山下栄一君 何となく、感想としては、規制緩和という大義名分の一環としてはやるけれども、確かに手を挙げるところがあるかもわからぬ、しかし大きさに、規制緩和でやつたというふうなことを言えるような部署じゃないと。それは、仕事はぶえることは余りないですから。船がどんどんできるんやつたらいいですけれども、船は減つていくわけですね。検認も五年に延ばすわけですから、仕事は減るはずですよね。仕事が減るとここに民間参入させるというわけやから、非常にわかりにくい話だなと。感想です、これは。別的话题になります。

二点目は、建造等許可と工事完成後の認定ですけれども、これは水産基本政策大綱では、建造等許可制は見直しをして廃止するということが書かれています。これは農水省がつくった政策でございまして。ところが、法律ではそうなつていて、なぜそうなつてしまつたのかということをお願いします。

○政府参考人(渡辺好明君) 大綱の中の前段の部分を先生引用されました、「漁船の建造許可制度を廃止し、事前確認制に改める」と、こういう方向で検討したわけであります。事前確認も結果的には実質許可と変わらないということで、そういうことであるならば、許可制はとりあえず維持をし、むしろその中での合理化を何か圖れないかということで、今回、この漁船法の改正ではそこまで踏み込んでいないというふうな状況でございます。

それで、僕は、これは船舶行政の一元化、もともと一元化の時代もあつたようですが、どちらも。どんな時代の変遷とともに二元的な、同じ船でも漁船だけは農水省でチェックするんですよ、ほかの船、例えばタンカー、これはどこになるのか、かわる法律というのは船舶法ですか。それと船舶法。船舶法だけ特別扱いになつていて。それに伴つて手続も、安全検査を中心としたものは船舶安全法に基づいて国土交通省の所管になる。検認は、これは漁船法に基づいて農水省所管の手続に

なる。これはもう一本化していいんじゃないのかな。
など。もちろん、検査機関が違う部分があれば、
それを統一するなりして、こういう漁業者の負担
軽減ということをやはり大事にせないかぬと。そ
れであるならば、検認のときは農水省の管轄で、
検査のときは国土交通省というふうなことを、国
なり都道府県も両方だと思うんですけれども、そ
れはもう一本化することを前向きに検討したらど
うかと思いますけれども、いかがでしょうか。
○政府参考人(渡辺好明君) 先生から御指摘があ
りましたので多くは申しませんけれども、私たち
がやっておりますのは、漁業の許可がきちんと船
舶という道具を使って守られていくかどうか、そ
して資源が守られていくかという観点からやつて
おりまして、それで、認定なり検認の中身という
ものも、登録の内容と実際の漁船の状態の照合と
いうことであります。船舶の検査は、これは詳細
かつ技術的な検査を具体的な項目に従つてやつて
おりますので、そういう点では内容自身が相当
違つておるというふうに思います。
ただ、私たちが漁船の所有者から聞いたところ
でも、むしろ、船舶検査について歐米の基準を受
け入れてほしいとか、外国の部品の利用が可能に
なるようにしてほしいとか、いろいろ要望があり
ます。

○須藤美也子君 そもそも漁船法の質問をするのは私は初めてであります。恐らくこの漁船法の法案審議というのは何十年ぶりなんじゃないですか。そういう点では初めてでありまして、余り勉強もなかなか時間がなくてできないので、ダブルの点について長官から御答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人(渡辺好明君) 私たちは、民間参入の道を開くことで、民間が複数になればその間に先ほど来 認定、検認の規制緩和の問題が質問されております。これまで、国なり県が民間にその業務をやらせた場合、漁業者にとってどうなるのか。これは、検認が三年から五年になるというのは現場の漁業者は大変喜んでいるわけです。ところが、民間機関のサービス、つまり負担金、検認料ですか、この料金がどのようなのか、そういう点で漁業者が大変不安を持つております。

現在、認定手数料は取られていないくて、検認だけが先ほどおっしゃいましたように三千六百円。これはそれぞれの漁協に属の職員が出張してやっているからできるわけですね。これが民間になつた場合、こういう形では採算がとれない。こういうことで、民間になつた場合はその手数料、こういう検認料が非常に高くなるんじゃないかと、漁業者はこれを心配しております。

その問題と、もう一つは、私の地元でも、この漁業の漁船の問題でなくして、プレジャーボートとかそういう問題でいろいろトラブルが起きております。それは、民間の場合には一つのところに集めると、漁船を。そして、そこで一括して認定したり、あるいは検認すると。こういう合理化、漁船を回すというような、そういうようなことがないのか。そういう点では逆に、民間に移つた場合、漁業者にとって大変不利益なおそれがあるんじゃないかということで大変心配しております。

そういう点で、そういう心配がないのかどうか、今回の法案でこの点をどう保障するのか、この点について長官から御答弁をお願いしたいと思います。

競争が働きますし、それから民間と地方公共団体の間にも競争関係ができると思っておりまして、そういう意味で、サービスは低下するよりもむしろ向上するのではないかということになります。

それから、負担の問題でありますけれども、これは今回、民間へ道を開いた場合にあっても、都道府県の条例で、手数料令になりましょうか、その額を決めますので、そういう点できちんと必要にして最小限のものを定めていくということになります。

それから同時に、今回、第三十一条、第三十五条におきまして、きちんと知識を持っている人が認定、検認をしなさい。それから迅速にやりなさいという実施義務を課しております。加えまして、業務規程の中で、認定の場所だとか実際どれだけ時間かけてやるかというふうなことも記載をさせることになっておりますので、そういう点ではサービスの低下という問題は起こらないといふふうに確信をいたしております。

また、漁船の場合には根拠地である漁港がはっきりしておりますので、そこに集まっておりますから、漁協単位になることが多いと思いますが、そこで検査をすることで合理化の余地はまだまだあるというふうに思っておりますし、負担もこれまでよりも多くなるというケースはちょっと想定しにくいと思っております。

○須藤美也子君 認定、検認のこういう業務というのは非常に専門性のある仕事だと思うんですね。そういう点で、公正な業務ができるように指導すべきだと。それから、指定基準を甘くして認可するようなことがあってはならないと思うんです。そういう点で、先ほどお話をしたように、民間の企業、企業というか民間機関がそんなに競争できるほど参入するというような形では、私は余り期待はできないというふうに思います。

例えば、県が一たん民間にそれを任せて漁業者の不満が大変高まつた、そういう場合は、この四十条関係で、「認定の業務の全部又は一部を休止

し、又は廃止しようとする」云々とありますね、廃止することもできるわけですね、この民間の機関を。その場合、民間に業務をやらせたけれども、「こういう理由で、何らかの理由でこれをできなくなつたとき、これは法律の四十五条と四十七条に、国や都道府県が「自ら行う」という規定が盛り込まれていますね。そのような場合に、この規定に基づいて国や県が業務を行うと、「こういうことをお約束できるでしょうか。

○政府参考人(渡辺好明君) その点につきましては、制度上きちんと明文化をしておりますので、お約束ができるものであります。

ただ、その前段に、やはり迅速な認定、検認の実施義務だとか、それから行政手続の認可を受けた業務規程に基づく業務の実施、基準に適合しなくなつた場合の適合命令という前段の手続があって、きちんとやりなさいよ。それでダメならば、指導をして、取り消しをした上で国や都道府県にもう一度引き揚げるということになります。

○須藤美也子君 もともと国や県が許可をした漁船なわけですよ。その認定、検定をみずから行うのが私は望ましいと、こういふうに思いました。せめて、指定機関の業務がうまくいかなかつた場合、国や県が最低の備えをしておくと、こういうことが必要だと思うんです。

大臣、この法律は農水省、国の責任で提出されているわけですね。民間指定機関に任せ、手数料の不当な値上げや、漁業者にとって検認、認定の不都合、そういうことが起きた場合、法律の運用の責任上、農水省は適切な指導を行うのかどうか、その点どうでしょか。

○國務大臣(武部勤君) 現行漁船法において、工事完成後の認定、登録漁船の検認等は自治事務とされております。今回、新たに設けられる都道府県知事の指定認定機関や指定検認機関に対する指監督についても自治事務ということになります。

には都道府県が責任を持つて指導するものであります。必要がある場合には、農林水産大臣は他の自治事務と同様に、地方自治法に基づいて技術的な助言や勧告、是正の要求を行うことができること。

したがいまして、これらの措置により、都道府県の認定、検認業務の適正かつ円滑な実施が図られるよう努めてまいりたい、かように存じます。

○須藤美也子君 漁業者へのサービスの低下にならぬよう、国が強く指導することを期待いたしまして、次の質問に入りたいと思います。

漁船労働の安全問題で質問したいと思います。非常に不幸なことですけれども、最近、海中転落による死亡、行方不明者は年平均百七十五人、うち漁船が百十人、六割を占めています。また、衝突事故による海難の死亡、行方不明者は百九十一人、そのうち漁船が百九人、これもまた半数以上です。

安全対策は総合的なものでありますけれども、その中で救命胴衣の着用問題、この三月に小型船舶用救命胴衣の常時着用化に関する評価検討会の提言が出されました。

漁業者にとっては、救命胴衣を着て漁労作業をするのは確かに大変なわけだと思います。しかも、漁業者は大変誇りを持っていますから、絶対には落ちないと、そういう事故ではないと、こういふ信念も一方ではあると思います。そんなものをつける必要はない、そういう海の男というか、そういうあれがあると思うけれども、実際はこれだけの死傷者が出ているわけです。そういう点で、漁協を通じて救命胴衣ですか、そういうものを着用するよう啓蒙普及というのが、提言にもあるように、非常に重要なことですけれども。ところが、救命衣は一円万円から二万円の負担があるわけです。これは非常に漁業が低迷している中で大変な負担にもなっていると思います。そういう点で、農水省として、国土交通省と連携した救命胴衣の改善、あるいは啓蒙普及活動、負担の軽減への援助についてどういうふうに考え

ているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○政府参考人(渡辺好明君) 先生の御指摘はまさにそのとおりでありまして、現在、漁船の場合、救命胴衣の着用率が、始終着用というのは二八%、全く着用していないというのが三三%というふうな状況であります。

これは意識の問題と同時に、やはり面倒くさい、着にくいというふうなこともあるんだろうと思つておりますので、各種の研修会等を通じまして、そういう感覚に努めているところでございま

すし、それから最近、日韓、日中の協定も結ばれまして、同じ海域でやはり競合するというふうなこともございますので、これへの対応の一環として、平成十一年度、十二年度には、私の手元の実績ですと、それぞれ作業安全衣を二万着あるいは二万八千着というふうに助成をして整備しているケースもござります。

○須藤美也子君 國土交通省の技術水準の検討、民間企業の開発側面から努力していくと。さらには、水産庁の研究所では高性能、転覆防止などの漁船の安全対策についての研究をなさっているようですけれども、救命胴衣についてまで手が回らない、こういう状況じゃないですか。全国大会を開いているわけですから、これも年に一、二カ所ですね。

パンフの作成と、私も、これ、いただいて初めて見せていただいたんですけど、これを確かにお身につけて漁業するというのは面倒くさいと思いますよ、漁業者がこういうのを着て作業するわけですから。ですから、面倒くさくないような、もっと性能のいい救命胴衣を開発する。例えば、

国土交通省の扇大臣はみずから何か黄色いようなものを着て宣伝していますよね。ですから、そういう問題も含めて、水産庁としても救命胴衣の講習会等、啓蒙、宣伝、普及、こういうものにもつと力を入れるべきだと思います。

漁業労働者の安全対策、この予算は十一年度まで四百万円、十三年度で三百二十万円、これしかねないわけですか。大臣。これ

で漁業労働者の安全を守れるでしょうか、どうですか。

○國務大臣(武部勤君) 先生、先ほどお話をありましたように、海の男というのは、救命具をつける必要はわれにはないんだという一種の誇りがあるかもしれませんし、別な言葉で言えば面倒だとい

うのもあるかもしれません、私は、みずから命はみずからが責任を持つということが基本だと思いますよ。

私も海難事故なんかを聞いて後で愕然とすることがあります。船舶なども近代化され、技術が進んで、ほとんど機械に頼って漁業ができるというようなことになりますと、やはりそこに心の緩みが出て、そして船の上で酒を飲んで、たまたま

そのことが影響して海に落ちてしまう、そして死んでしまうというような、そんな話を実際に聞いたことがあります。これは海の男として失格です

ね、そんなことは。

ですから、予算のことはともかくといたしまして、農林水産省としても、海で働く人々というのは陸上労働よりも危険が伴うわけでありますから、漁労の安全対策というものは非常に重要な政策課題だと思います。

したがいまして、このために、水産基本法案においても、基本的施策の方向として、漁労の安全確保、漁業従事者の労働環境の整備、こういったことに対して必要な施策を講ずる、そういうことを明確に規定しているところでございますから、今後こうした漁船の安全対策に関する啓発活動や救命胴衣の常時着用等についても関係省庁や関係団体とも連携をとりながら必要な施策を講じてまいりたいと思います。

私も海に面した町に住んでいる男です。そういうのを私は忘れることができません。それは、自分の夫や息子、その息子がようやつと後継者になつた、そして遠洋漁業に出ていった。しかし、その奥さんにとってみれば、その息子が本当にこのまま帰ってくるのか、そういうことを毎日間も待っていると、こんなふうにして待っていなければならぬ妻の状況というのを考えてほしいと、こういう訴えがあつたことを忘れることができません。

例えば、全国漁業者大会のときの婦人部長さんの発言を私は忘れることができません。それは、自分の夫や息子、その息子がようやつと後継者になつた、そして遠洋漁業に出ていった。しかし、その奥さんにとってみれば、その息子が本当にこのまま帰ってくるのか、そういうことを毎日間も待っていると、こんなふうにして待っていなければならぬ妻の状況というのを考えてほしいと、こういう訴えがあつたことを忘れることができません。

予算の面は予算の面といたしまして、そのこと

を最大努力していかなくちゃいけないと私は思いますが、救命具についても、先生御案内とのおり、まだ開発の余地があるんじゃないかなと。最近、プレジャーボートなどもありますし、それは活発になってきておりますし、そういう面についても関係省庁と連携をとつてその開発に努力する必要があります。そのための必要な施策は農林水産省としても前向きに検討したいと思います。

○須藤美也子君 まとめて買う場合、沿岸漁業改善金が活用できると思うんです。ですから、そういうものも活用しながら、先ほど谷林さんがおっしゃったように、港、漁港に随分と公共事業も使われているようですから、その辺も再検討していただいて、安全のためにもっと力を入れてください。

私は海難事故なんかを聞いて後で愕然とすることがあるんです。船舶なども近代化され、技術が進んで、ほとんど機械に頼って漁業ができるというふうなことになりますと、やはりそこに心の緩みが出て、そして船の上で酒を飲んで、たまたま

そのことが影響して海に落ちてしまう、そして死んでしまうというような、そんな話を実際に聞いたことがあります。これは海の男として失格です

ね、そんなことは。

ですから、予算のことはともかくといたしまして、農林水産省としても、海で働く人々というのは陸上労働よりも危険が伴うわけでありますから、漁労の安全対策というものは非常に重要な政策課題だと思います。

したがいまして、このために、水産基本法案においても、基本的施策の方向として、漁労の安全確保、漁業従事者の労働環境の整備、こういったことに対して必要な施策を講ずる、そういうことを明確に規定しているところでございますから、今後こうした漁船の安全対策に関する啓発活動や救命胴衣の常時着用等についても関係省庁や関係団体とも連携をとりながら必要な施策を講じてまいりたいと思います。

私も海に面した町に住んでいる男です。そういうのを私は忘れることができません。それは、自分の夫や息子、その息子がようやつと後継者になつた、そして遠洋漁業に出ていった。しかし、その奥さんにとってみれば、その息子が本当にこのまま帰ってくるのか、そういうことを毎日間も待っていると、こんなふうにして待っていなければならぬ妻の状況というのを考えてほしいと、こういう訴えがあつたことを忘れることができません。

例えば、全国漁業者大会のときの婦人部長さんの発言を私は忘れることができません。それは、自分の夫や息子、その息子がようやつと後継者になつた、そして遠洋漁業に出ていった。しかし、その奥さんにとってみれば、その息子が本当にこのまま帰ってくるのか、そういうことを毎日間も待っていると、こんなふうにして待っていなければならぬ妻の状況というのを考えてほしいと、こういう訴えがあつたことを忘れることができません。

予算の面は予算の面といたしまして、そのことを最大努力していかなくちゃいけないと私は思いますが、救命具についても、先生御案内とのおり、まだ開発の余地があるんじゃないかなと。最近、プレジャーボートなどもありますし、それは活発になってきておりますし、そういう面についても関係省庁と連携をとつてその開発に努力する必要があります。そのための必要な施策は農林水産省としても前向きに検討したいと思います。

○須藤美也子君 まとめて買う場合、沿岸漁業改善金が活用できると思うんです。ですから、そういうものも活用しながら、先ほど谷林さんがおっしゃったように、港、漁港に随分と公共事業も使われているようですから、その辺も再検討していただいて、安全のためにもっと力を入れてください。

私は海難事故なんかを聞いて後で愕然とすることがあります。船舶なども近代化され、技術が進んで、ほとんど機械に頼って漁業ができるというふうなことになりますと、やはりそこに心の緩みが出て、そして船の上で酒を飲んで、たまたま

そのことが影響して海に落ちてしまう、そして死んでしまうというような、そんな話を実際に聞いたことがあります。これは海の男として失格です

ね、そんなことは。

ですから、予算のことはともかくといたしまして、農林水産省としても、海で働く人々というのは陸上労働よりも危険が伴うわけでありますから、漁労の安全対策というものは非常に重要な政策課題だと思います。

したがいまして、このために、水産基本法案においても、基本的施策の方向として、漁労の安全確保、漁業従事者の労働環境の整備、こういったことに対して必要な施策を講ずる、そういうことを明確に規定しているところでございますから、今後こうした漁船の安全対策に関する啓発活動や救命胴衣の常時着用等についても関係省庁や関係団体とも連携をとりながら必要な施策を講じてまいりたいと思います。

私も海に面した町に住んでいる男です。そういうのを私は忘れることができません。それは、自分の夫や息子、その息子がようやつと後継者になつた、そして遠洋漁業に出ていった。しかし、その奥さんにとってみれば、その息子が本当にこのまま帰ってくるのか、そういうことを毎日間も待っていると、こんなふうにして待っていなければならぬ妻の状況というのを考えてほしいと、こういう訴えがあつたことを忘れることができません。

例えば、全国漁業者大会のときの婦人部長さんの発言を私は忘れることができません。それは、自分の夫や息子、その息子がようやつと後継者になつた、そして遠洋漁業に出ていった。しかし、その奥さんにとってみれば、その息子が本当にこのまま帰ってくるのか、そういうことを毎日間も待っていると、こんなふうにして待っていなければならぬ妻の状況というのを考えてほしいと、こういう訴えがあつたことを忘れることができません。

予算の面は予算の面といたしまして、そのことを最大努力していかなくちゃいけないと私は思いますが、救命具についても、先生御案内とのおり、まだ開発の余地があるんじゃないかなと。最近、プレジャーボートなどもありますし、それは活発になってきておりますし、そういう面についても関係省庁と連携をとつてその開発に努力する必要があります。そのための必要な施策は農林水産省としても前向きに検討したいと思います。

私は海に面した町に住んでいる男です。そういうのを私は忘れることができません。それは、自分の夫や息子、その息子がようやつと後継者になつた、そして遠洋漁業に出ていった。しかし、その奥さんにとってみれば、その息子が本当にこのまま帰ってくるのか、そういうことを毎日間も待っていると、こんなふうにして待っていなければならぬ妻の状況というのを考えてほしいと、こういう訴えがあつたことを忘れることができません。

予算の面は予算の面といたしまして、そのことを最大努力していかなくちゃいけないと私は思いますが、救命具についても、先生御案内とのおり、まだ開発の余地があるんじゃないかなと。最近、プレジャーボートなどもありますし、それは活発になってきておりますし、そういう面についても関係省庁と連携をとつてその開発に努力する必要があります。そのための必要な施策は農林水産省としても前向きに検討したいと思います。

予算の面は予算の面といたしまして、そのことを

最大努力していかなくちゃいけないと私は思いますが、救命具についても、先生御案内とのおり、まだ開発の余地があるんじゃないかなと。最近、プレジャーボートなどもありますし、それは活発になってきておりますし、そういう面についても関係省庁と連携をとつてその開発に努力する必要があります。そのための必要な施策は農林水産省としても前向きに検討したいと思います。

題、開発ですね、そこにもっと力を入れるべきじゃないかと思うんだが、いかがですか。

○政府参考人(渡辺好明君) 今提案をいたしておられます水産基本法案の中でも、資源管理の前提は科学的な根拠を持った資源の調査研究であるということを法律上明定しております。水産庁の研究所も独立行政法人ということで一つにまとめて機動的、効率的にできるようになつてまいりましたので、それをフル活用する体制を充実させることを考えております。

○谷本義君 次に、賃金問題と関連し、居住区の快適性の向上の問題について伺いたいと存じます。

○谷本義君　設備の最低基準を決めて指導をする
と。これでよくなつていくんなら、これまでに間に
いる場合が多い。また、女性が船員として乗組
テル並みの居住区が必要だと、こうおしゃって
いるよう快適性の確保が重要だという声もあり
ます。この点、日本の漁船というののはかなり立ち
おくれておる。その辺の問題解決をどのようにし
ていくのか。

長官、どうお考えになつておりますか。

○政府参考人(渡辺好明君)　漁業の許可や取り締
まりの省令の中で、居住環境について私たちは基
準を出しています。出していますけれども、居住
環境を額面どおりやろうとすると、結局、総トン数
数が上がるわけです。総トン数が上がればそれだけ
費用がかかるということで、どうしてもぎりぎり
りのところしか義務を果たさないという側面があ
るわけです。

でも、これは大変重要な問題でありますので、
これから就業者を確保していく上ではこういった
ところを充実させていかないと大変なことになる
と思っておりますので、もう少し勉強させていた
だいて、この分野について、間もなく一斉更新の
時期も来ますし、代船建造の時期もやってまいり
ますので、そういうときに何ができるか研究させ
ていただきたいと思います。

題は解決しているわけですし、問題は、経営が苦しい漁業者に居住区のサロン並みのものを求めるということと自身がかなりの難しさがある。だからといって、魚を積むための部分を大きくしちゃって居住区の方を狭くせざるを得ない、この現状をこのままでしておけばますます人が集まつてこないというような状況にあるわけです。
ですから、そのところは、先ほど来申し上げておりますように、効率化と人の確保、この両立というのは決して難しくはないわけですから、そこのところにもっと積極的に取り組んでほしい、こう思うんだが、いかがでしょうか。
○國務大臣(武部勤君) 積極的に取り組んでまいりたいと思います。
○谷本麿君 ありがとうございました。
○岩本莊太君 漁船法の最後でございますが、本国会、この漁船法を初めとして水産関係のいろんな法律も出てくるようござりますので、私は漁船法に限つてきょうは質問と考えたんですが、一つあつたんですけれども、それはもう既に大分皆さん議論されておりましたので、わかったところでありますので、その辺は省略させていただきます。
といいますのは、工事完成後の認定、登録票の検認、先ほどから問題になつておりますけれども、これを民間機関に行わせる、こういう説明を受けたんですけれども、民間機関というのはどこなんですかということを何回かお聞きしたんですねけれども、事務方の方、お答えがなかつたんです。なぜそれじゃ入れるんですかと言つたら、規制緩和推進三ヵ年計画に入っているからだと。
だけれども、実際に考えて、出てこないものをこんなものに入れて、も規制緩和にもならないし、法律そのものを考えても、これはある程度いろんなところから希望が出て法律というのは大体改正されるべき代物であつて、憲法みたいにもう長い間使うものであれば、これはいろいろなことを考えなきゃいかぬかもしません。こういう法律は必要があれば幾らでも改正できるのですから、

そういう意味で、こういう委員会の場でこれは質問しなきゃいかぬなどということを準備したんですね。けれども、先ほど来の御答弁で大体わかりました。
要するに、長官のお話では、小さな造船所等が集まつてこういうものをやるんじゃないかといふようなお話を、「これは、そればかりじゃないと思ふんです、そういうことでこの中に組み込むという必要性」というのは百歩後退して私もわかるつもりでございます。
先ほど、「こういう経費、今まで国や県がやつていた部分を民間に任すんだから、これは経費は国や県が出すことになるであろうと。これは全体から見れば、日本の国の予算から見れば、これは確かにふえるものではないということはわかるんですけれども、これでお金を出した場合、当然こういう団体というのは公益法人なんかにも該当になると思うんです。そういう公益法人というのは、特殊法人も含めていろいろ今問題になつてゐるわけですが、さいますけれども、そういう経費をそういうところへもし出すとすれば、そういう構図というのは何か天下りの確保を助長するような、そんなふうにちょっと受け取れてならないわけです。
したがつて、これがいわゆる規制緩和という名前をかりて天下り確保みたいなことであつてはまた非常難を浴びるということをちょっとと気がついたんですが、その辺について長官の御所見をお願いします。

し上げたわけです。そういうことでござります。
もちろん、天下りとかなんとか、そういうふうなことは想定しておりませんし、今回の民間参入というのには、一定の要件、基準をつくってどなたでもやれるということです。また、独占するようなことであれば通称言われる天下りという余地もないわけではないわけですが、どなたでもできるということになれば、そのところはそういう余地はないというふうに申し上げたいと存じます。

○岩本在太君　仮定の問題をいろいろがたがたり、経費を僕は国や県が出しちゃいかぬとは言わらないわけですから、何かその辺がちょっと気になりますので、独占しなければそういう公平の原則から余り、國なり県なりが金を出してそういうところに人を送るというようなことはやりづらいのかもしれませんけれども、その辺、今後のことをだと思いませんけれども、ひとつよろしく指導といいますか注視をしていただきたい、こういうふうに思う次第でございます。

それで、今回、水産関係、恐らく来週になるんだろうと思いますけれども、議論があると思います。私の出身県も谷林議員の隣の県でございまして、大変水産資源に恵まれております水産県でございまして、とれる魚もブリとかズワイガニとかアワビとかいわゆる非常に高級な資源に恵まれておりますし、そして、割と水産加工が発達していないんです。一つあるのは、ナマコからできるクチコというんですか、高級な珍味があるんですけども、加工ができるというのはそのぐらいなもので。水産加工が発達しないということは、そんな加工の手間をかけなくても十分漁業資源に恵まれている、こんなふうに受け取れるわけでござります。

そういうところでありながら、いわゆる漁協の組長なんかと話をしていますと、我々の後を継ぐのがいるかいなという、非常に後継者の問題を強く言われているわけです。これはきょうは質問

いたしませんけれども、認識としてお話をさせていただきたいんですが、今回の水産基本法案、あれ先ほど、これも谷林委員が御指摘されていましたけれども、私は斜めに見させていただいても、確かに資源、魚という物を対象にした面ではいろいろお考えになつておられるんですけれども、もう一つ、人という面、扱い手あるいは後継者という面で、これも基本的な事項としてしっかり入れなきゃいけない問題だと思うんです。その辺がちょっと何か、大臣の御発言等では聞き取れるんですけれども、法律そのものの中はどういうふうに位置づけられているのかというような点で非常に疑問を感じている。

それからまた、漁業についても女性の進出といいますか、これが本当に必要なんですね。ところが、実態を聞いてみると、農業なんかも大変なかなか難しいと、農業以上に漁業というのには難しいという面がございまして、そういう面について、やっぱりもう少し私は時間があるときには議論をさせていただきたい、こんなふうに思つておりますので、それを大臣と議論でますことを楽しみにしておりまして、きょうはこれだけで質問を終わらせていただきます。

○委員長(太田豊秋君) ちょっとと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○委員長(太田豊秋君) 速記を起こしてください。
他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

漁船法の一部を改正する法律案に賛成の方の手を願います。
○委員長(太田豊秋君) 全会一致と認めます。
よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決

すべきものと決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(太田豊秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時二分散会

漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。
第一章 漁港の指定(第六条)
第二章 漁港漁場整備基本方針(第六条の二)
第三章 漁港漁場整備長期計画(第六条の三) 第二

六条の四】

整備事業に改める。
第一条を次のように改める。
〔目的〕
第一條 この法律は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もつて国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とする。

第四条を次のように改める。
〔漁港漁場整備事業の意義〕
第四条 この法律で「漁港漁場整備事業」とは、第一号に掲げる事業で国が施行するもの又は同号若しくは第二号に掲げる事業で地方公共団体若しくは水産業協同組合が施行するものをいう。
一、漁港施設の新築、増築、改築、補修若しくは除却、漁港の区域内の土地の欠壊の防止又は漁港の区域内への土砂の流入の防止その他漁港の整備を図るための事業及びこれらの事業以外の事業で漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたた積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業
二、優れた漁場として形成されるべき相当規模の水面において行う魚礁の設置、水産動植物の増殖場及び養殖場の造成その他水産動植物

の増殖及び養殖を推進するための事業並びに漁場としての効用の低下している水面におけるその効用を回復するためのたい積物の除去その他漁場の保全のための事業

第二章の次に次の二章を加える。
第一章の二 漁港漁場整備基本方針
第六条の二 農林水産大臣は、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針(以下「漁港漁場整備基本方針」という。)を定めなければならない。
2 漁港漁場整備基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一、漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向
二、漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する技術的指針に関する事項
三、漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項
四、漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項
五、その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要な事項

3 農林水産大臣は、漁港漁場整備基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、水産政策審議会の意見を聴かなければならぬ。
4 農林水産大臣は、漁港漁場整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、漁港漁場整備基本方針を変更するものとする。
6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による漁港漁場整備基本方針の変更について準用する。

第六条の三 農林水産大臣は、漁港漁場整備事業の総合的かつ計画的な実施に資するため、政令で定めるところにより、漁港漁場整備基本方針に即して、漁港漁場整備事業に関する長期の計

漁港法の一部を改正する法律案
漁港法の一部を改正する法律案

画(以下「漁港漁場整備長期計画」という)の案を作成し、閣議の決定を求めるべきである。

2 漁港漁場整備長期計画においては、我が国水産業の基盤の整備における課題に的確に対応する観点から、計画期間に係る漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

3 漁港漁場整備長期計画は、水産物の加工及び流通の改善の動向並びに水産動植物の増殖及び養殖の推進の動向に配慮して定めるものとする。

4 農林水産大臣は、第一項の規定により漁港漁場整備長期計画の案を作成しようとするときは、関係都道府県知事及び水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、漁港漁場整備長期計画につき第一項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 漁港漁場整備長期計画は、水産業の事情、水産資源の状況、経済事情等の変動により必要が生じたときは、変更するものとする。

7 第一項から第五項までの規定は、前項の規定による漁港漁場整備長期計画の変更について準用する。

第八条の四 国は、漁港漁場整備長期計画の達成を図るため、その実施につき必要な措置を講じなければならない。

第十三条第一項及び第二項中「漁港関係者若しくはその組織する団体」を「水産業者若しくは水産業に関する団体」に改める。

第十四条の見出しを「(審議の公開等)」に改め、同条中「第十七条第一項の漁港の整備計画」を「漁港漁場整備基本方針若しくは漁港漁場整備長期計画」に改め、同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

水産政策審議会の漁港漁場整備基本方針又は漁港漁場整備長期計画に関する審議は、公開して行う。

2 水産政策審議会は、前項の審議に用いられた資料を公表しなければならない。

〔第四章 漁港修築事業〕

は、同項の総監期間満了の日までに、当該地方公共団体に対する意見書を提出することができる。

13 地方公共団体は、特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部を廃止し、又はその施行を停止しようとするときは、関係地方公共団体及び関係漁港管理者と協議しなければならない。ただし、急速を要する場合には、この限りでない。

その他農林水産省令で定める事を公表しなければならない。

2 水産政策審議会は、前項の規定による届出には、当該意見書の写しを添付しなければならない。

6 前項の規定による意見書の提出があつたときは、第一項の規定による届出には、当該意見書の写しを添付しなければならない。

13 地方公共団体は、特定漁港漁場整備事業の全部若しくは一部を廃止し、又はその施行を停止しようとするときは、関係地方公共団体及び関係漁港管理者と協議しなければならない。ただし、急速を要する場合には、この限りでない。

2 水産政策審議会は、前項の規定による届出には、当該意見書の提出があつたときは、第一項の規定による届出が該当するものとして農林水産省令で定める要件に該当するもの(以下「特定漁港漁場整備事業」という。)を施行しようとする場合(第十九条の三第一項の特定第三種漁港に係る場合を除く。)

7 農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた漁港漁場整備基本方針に適合していないと認めるときは、当該地方公共団体に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

2 第二項の規定による届出には、当該意見書の提出があつたときは、遅滞なく、当該特定漁港漁場整備事業計画について、必要な変更を行わなければならぬ。

8 地方公共団体は、前項の規定による求めを受けたときは、遅滞なく、当該特定漁港漁場整備事業計画について、必要な変更を行わなければならぬ。

2 第二項の規定による届出には、当該意見書の提出があつたときは、遅滞なく、当該特定第三種漁港に係る場合を除く。)には、漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定め、遅滞なく、これを農林水産大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。この場合において、地方公共団体は、特定漁港漁場整備事業の効率的な施行を確保する上で必要があると認めるときは、他の地方公共団体と共に、特定漁港漁場整備事業計画の作成、届出及び公表をすることができる。

2 第二項の規定による届出には、当該意見書の提出があつたときは、遅滞なく、当該特定漁港漁場整備事業計画について、必要な変更を行わなければならぬ。

9 農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた特定漁港漁場整備事業計画について第七項の規定による措置をとる必要がないと認めるときは、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。

2 第二項の規定による届出には、当該意見書の提出があつたときは、遅滞なく、当該特定漁港漁場整備事業計画を定めた上、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

10 地方公共団体は、事情の変更その他の事由により必要がある場合において、第一項の特定漁港漁場整備事業計画の変更(農林水産省令で定める基準に適合する軽微な変更(以下「軽微な変更」という。)を除く。)をしたときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

2 第二項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、前条第二項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは「当該漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定めた上、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

3 第二項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、前条第二項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは「当該水産業協同組合」と、同条第六項中「第一項の規定による届出には」とあるのは「第十八条第一項の規定による許可の申請をするには」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 第二項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、前条第二項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは「当該水産業協同組合」と、同条第六項中「第一項の規定による許可の申請をするには」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 水産業協同組合は、事情の変更その他の事由により必要があるときは、農林水産大臣の許可を受けて、第一項の特定漁港漁場整備事業計画の変更をすることができる。ただし、軽微な変更については、許可を受けないことがあります。

2 第二項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、前条第二項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは「当該漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定めた上、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 第二項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、前条第二項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは「当該漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定めた上、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 第二項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、前条第二項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは「当該漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定めた上、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 第二項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、前条第二項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは「当該漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定めた上、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 第二項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、前条第二項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「当該地方公共団体」とあるのは「当該漁港漁場整備基本方針に基づいて特定漁港漁場整備事業計画を定めた上、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

更に、「漁港修築計画」を「特定漁港漁場整備事業計画」に、「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同条第一項中「漁港修築事業」を「特定漁港修築事業」に改める。

第二十四条第一項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同条第一項中「立入」を「立入り」に改め、同条第三項中「漁港修築事業」を「特定漁港修築事業」に改め、「立入」を「立入り」に改める。

第二十四条の二の見出し及び同条第一項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、「立入り」に改め、「立入」を「立入り」に改める。

第三十七条第一項中「漁港修築計画」を「特定漁港修築事業計画」に改める。

第三十九条第一項中「漁港修築計画」を「特定漁港漁場整備事業計画」に改め、同条第一項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同条第八項第一号中「漁港修築計画」を「特定漁港漁場整備事業計画」に改める。

第四十一条第一項を削り、同条第二項を同条第二項とし、同条第四項中「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第四十六条第一号中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第一号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号中「又は第三項」を削り、同号を同条第四号とする。

附則第二項及び第三項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改め、附則第四項中「環境の整備を行う事業」の下に「並びに第四条第二号に掲げる事業」を加え、「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に、「漁港施設の整備を行う事業以外の事業を市町村」を「特定漁港漁場整備事業以外の事業を市町村その他政令で定める者」に、「当該市町村」を「その者」に改め、附則第七項第八項及び第十一項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定

(漁港漁場整備基本方針に関する経過措置)

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の漁港漁場整備事業(以下「新法」という。)第四条に規定する漁港漁場整備基本方針(以下「新法第六条の二第一項(漁港漁場整備事業について、新法第六条の二第一項から第三項までの規定の例により、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めることができる。)」)に規定する漁港漁場整備事業について、新法第六条の二第一項から第三項までの規定の例により、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三条 農林水産大臣は、この法律の施行前に遅く、これを公表しなければならない。

第四条 この法律による改正前の漁港漁場整備事業に係る國の負担又は補助のうち、

第六条の二第一項及び第二項の規定により定められた漁港漁場整備基本方針とみなす。

第五条 この法律の施行前に國が貸し付けた旧法附則第一項から第四項まで及び第十一項に規定する資金に係る貸付金については、旧法附則第二項から第十四項までの規定は、施行日以後に

六条の二第一項及び第二項の規定により定められた漁港漁場整備基本方針とみなす。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七条 附則第一項から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第四号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(水産業協同組合法の一部改正)

第九条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第六百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条 第九項第三号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(海岸法の一部改正)

第十二条 海岸法(昭和三十一年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第十三条 第一项中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(離島振興法の一部改正)

第十四条 道路法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条 畦島振興法(昭和二十八年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十六条 畦島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条 畦島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条 畦島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条 畦島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条 畦島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 第九項第三号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(地方交付税法の一部改正)

第二十二条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条 第一项中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(第四条第一項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。)

り定められた漁港漁場整備長期計画とみなす。

(費用の負担及び補助に関する経過措置)

第四条 この法律による改正前の漁港法(以下「旧法」という。)の規定に基づき國が施行する漁港修築事業に要する費用に係る漁港管理者の負担については、旧法第二十条第一項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

第五条 旧法の規定に基づき地方公共団体が施行する漁港修築事業に係る國の負担又は補助のうち、平成十三年度以前の年度の歳出予算に係るもので平成十四年度以降の年度に繰り越されたものについては、旧法第二十条第二項から第五項までの規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

第六条 旧法附則第一項から第十四項までの規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

第七条 旧法附則第一項から第十四項までの規定は、施行日以後に改正する。

第八条 旧法附則第一項から第十四項までの規定は、施行日以後に改正する。

第九条 旧法附則第一項及び別表(一)中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(企業合理化促進法の一部改正)

第十一条 企業合理化促進法(昭和二十七年法律第二百一十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条 第十条中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(道路法の一部改正)

第十四条 道路法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条 畦島振興法(昭和二十八年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十六条 畦島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条 畦島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条 畦島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条 畦島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条 畦島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 第九項第三号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(海岸法の一部改正)

第二十二条 海岸法(昭和三十一年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条 第一项中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(第四条第一項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。)

十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条 第二項の表第七号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条 附則第十条第四項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第十五条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条 附則第十号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(道路法の一部改正)

第十七条 道路法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条 附則第六条第二項から第四項までの規定中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(企業合理化促進法の一部改正)

第十九条 企業合理化促進法(昭和二十七年法律第二百一十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条 附則第一項及び別表(一)中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(道路法の一部改正)

第二十一条 道路法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条 附則第一項から第十四項までの規定は、施行日以後に改正する。

第二十三条 附則第一項及び別表(一)中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(離島振興法の一部改正)

第二十四条 畦島振興法(昭和二十八年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十五条 畦島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条 畦島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条 畦島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条 畦島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十九条 畦島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十条 畦島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条 第九項第三号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(海岸法の一部改正)

第三十二条 海岸法(昭和三十一年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条 第一项中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(第四条第一項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。)

十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条 第二項の表第七号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条 附則第十条第四項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第十五条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条 附則第十号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(道路法の一部改正)

第十七条 道路法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条 附則第六条第二項から第四項までの規定は、施行日以後に改正する。

第十九条 附則第一項及び別表(一)中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(企業合理化促進法の一部改正)

第二十条 附則第一項から第十四項までの規定は、施行日以後に改正する。

第二十一条 附則第一項及び別表(一)中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(離島振興法の一部改正)

第二十二条 畦島振興法(昭和二十八年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条 畦島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条 畦島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条 畦島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条 畦島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条 畦島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条 畦島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十九条 畦島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十条 畦島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条 第九項第三号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(海岸法の一部改正)

第三十二条 海岸法(昭和三十一年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条 第一项中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

(第四条第一項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。)

(租税特別措置法の一部改正)	下「漁港漁場整備長期計画」という。)に改め る。
第十八条 租税特別措置法昭和三十二年法律第 二十六号)の一部を次のように改正する。	第七条第三項中「沿岸漁場整備開発計画」を 「漁港漁場整備基本方針及び漁港漁場整備長期 計画」に改める。
(地すべり等防止法の一部改正)	(地すべり等防止法(昭和三十三年法律第 三十九条 地すべり等防止法昭和三十三年法律第 三十九号)の一部を次のように改止する。
第四十八条 第一項中「漁港法」を「漁港漁場整 備法」に改める。	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
第五十条 河川法(昭和三十九年法律第百六十七 号)の一部を次のように改止する。	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
第六条第五項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
(外国人漁業の規制に関する法律の一部改正)	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
第二十一条 外国人漁業の規制に関する法律(昭 和四十二年法律第六十号)の一部を次のように 改正する。	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
第二条第八項及び第六条第五項中「漁港法」を 「漁港漁場整備法」に改める。	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法 律一部改正)	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
第二十二条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に 関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)の一 部を次のように改止する。	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
第二十三条 第三項中「漁港法」を「漁港漁場整 備法」に改める。	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
(海洋水産資源開発促進法の一部改正)	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
第二十三条 海洋水産資源開発促進法(昭和四十 六年法律第六十号)の一部を次のように改止す る。	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
第三条第四項中「沿岸漁場整備開発法(昭和四 九年法律第四十九号)第二条の沿岸漁場整備 開発計画(以下単に「沿岸漁場整備開発計画」と いいう。)を「漁港漁場整備法(昭和二十五年法律 第百三十七号)第六条の二の漁港漁場整備基本 方針(以下「漁港漁場整備基本方針」という。)及 び同法第六条の三の漁港漁場整備長期計画(以 下「漁港漁場整備長期計画」という。)に改め る。	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
第三条第四項中「沿岸漁場整備開発法(昭和四 九年法律第四十九号)第二条の沿岸漁場整備 開発計画(以下単に「沿岸漁場整備開発計画」と いいう。)を「漁港漁場整備法(昭和二十五年法律 第百三十七号)第六条の二の漁港漁場整備基本 方針(以下「漁港漁場整備基本方針」という。)及 び同法第六条の三の漁港漁場整備長期計画(以 下「漁港漁場整備長期計画」という。)に改め る。	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
(地すべり等防止法の一部改正)	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
第二十四条 沿岸漁場整備基本方針及び漁港漁場整 備長期計画に改める。	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
第二十五条 海上交通安全法(昭和四十七年法律 第百五十五号)の一部を次のように改正する。	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
第一条第一項第一項第三号中「漁港法」を「漁港漁場 整備法」に改める。	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
(海上交通安全法の一部改正)	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
第二十六条 沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年 法律第四十九号)の一部を次のように改正す る。	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
第一条中「沿岸漁場整備開発事業を総合的か つ計画的に推進するための措置並びに」を削 り、「措置を講ずることにより」の下に「漁港 漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)に よる措置と相まって」を加える。	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
第一条から第五条まで 削除	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
第六条第三項中「沿岸漁場整備開発事業」を 「漁港漁場整備法第四条の漁港漁場整備事業(以 下「漁港漁場整備事業」という。)に改める。	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
第七条の二第二項第四号中「沿岸漁場整備開 発事業」を「漁港漁場整備事業」に改める。	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
第三十条 地震防災対策特別措置法(平成七年法 律百十一号)の一部を次のように改止する。	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
第三条第一項第五号中「漁港法」を「漁港漁場 整備法」に改める。	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
(地震防災対策特別措置法の一部改正)	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
第三十三条 地震防災対策特別措置法(平成七年法 律百十一号)の一部を次のように改止する。	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
第三条第一項第五号中「漁港法」を「漁港漁場 整備法」に改める。	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
(原子力発電施設等立地地域の振興に関する特 別措置法の一部改正)	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
第三十二条 第二項中「従業者が」を「従業者がが、その に、「前二条を第五十二条第一号又は第五十五 条に改め、「その法人又は人が、違反の計画を 知りその防止に必要な措置を講じなかつたとき、 違反行為を知りその是正に必要な措置を講じなか つたとき、又は違反を教唆したときは」を削り、 同条を第五十七条とし、同条の前に次の二条を加 える。	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。
(水産基本法の一部改正)	第六条第六項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」 に改める。

あつた場合には、その違反行為をした指定認定機関又は指定機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十八条

第四十七条において準用する場合を含む。(以下この号において同じ。)の規定に違反して第三十八条に規定する事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第四十一条第一項(第四十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第四十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第五十条第二項又は第三項の規定による当該職員の立入り又は検査を拒み、妨げ、又は回避したとき。

第五十一条中「一に」を「いずれかに」に、「一万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第十二条、第十三条、第十四条第一項」を「第十五条、第十六条、第十七条第一項」に、「第十七条」を「第二十条」に改め、同条第一号中「第二十八条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条を第五十五条とし、同条の前に次の二条を加える。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項、第二項若しくは第六項又は第十条第一項の規定に違反した者

二 第四十二条第一項(第四十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者

第三十四条 第四十四条第一項(第四十七条において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定認定機関又は指定検認機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条を削る。

第七章 罰則を「第八章 罰則」に改める。

第二十九条を第五十一條とし、第六章中同条の規定により検査を受けようとする者は、検査に要する費用の範囲内において農林水産省令で定める額の手数料を納めなければならない。

(手数料)

第三十一条 農林水産大臣又は都道府県知事は、認定機関の処分又は不作為について不服がある者は、当該指定認定機関又は指定検認機関を指定した農林水産大臣又は都道府県知事に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

第二十七条を第四十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

2 都道府県は、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百一十七条の規定に基づき認定又は検認に係る手数料を徴収する場合においては、第九条第一項の規定により指定認定機関が行う認定又は第十四条第一項の規定により指定認定機関が行う検認を受けようとする者に、

条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定認定機関又は該指定検認機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

第二十八条第一項中「は第二章の規定の施行において」に、「第三条の二」第一項を「第四条第一項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「から第二項まで」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第五章中第二十六条を第二十八条とし、第二十一条を第二十七条とし、同章の次に次の二章を加える。

第六章 指定認定機関及び指定検認機関(指定認定機関の指定)

第一節 指定認定機関

第二十九条 第九条第一項の指定は、農林水産省令で定めるところにより、認定の業務を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条件)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく处分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四十四条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(指定の基準)

第三十二条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第九条第一項の指定をしたときは、指定認定機関の名称及び住所並びに認定の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて農林水産省令で定める構成員の構成が認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

一 農林水産省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が認定を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。

三 この法律の規定による指定認定機関又は指定認定機関の処分又は不作為について不服がある者は、当該指定認定機関又は指定検認機関を指定期間の経過によつて、その期間の経過によって、その効力を失う。

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて農林水産省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が認定を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。

二 前号に定めるもののほか、認定が不公平になるおそれがないものとして、農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

四 認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないものであること。

五 その指定をすることによつて申請に係る認定の適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

六 その指定をすることによつて申請に係る認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

七 その指定をすることによつて申請に係る認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

八 その指定をすることによつて申請に係る認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

九 その指定をすることによつて申請に係る認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

十 その指定をすることによつて申請に係る認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

十一 その指定をすることによつて申請に係る認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

十二 その指定をすることによつて申請に係る認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

十三 その指定をすることによつて申請に係る認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

十四 その指定をすることによつて申請に係る認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

十五 その指定をすることによつて申請に係る認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

十六 その指定をすることによつて申請に係る認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

十七 その指定をすることによつて申請に係る認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

十八 その指定をすることによつて申請に係る認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

十九 その指定をすることによつて申請に係る認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

二十 その指定をすることによつて申請に係る認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

二十一 その指定をすることによつて申請に係る認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

二十二 その指定をすることによつて申請に係る認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

二十三 その指定をすることによつて申請に係る認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

二十四 その指定をすることによつて申請に係る認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

二十五 その指定をすることによつて申請に係る認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

二十六 その指定をすることによつて申請に係る認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

二十七 その指定をすることによつて申請に係る認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

二十八 その指定をすることによつて申請に係る認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

二十九 その指定をすることによつて申請に係る認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

三十 その指定をすることによつて申請に係る認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

三十一 その指定をすることによつて申請に係る認定の業務を適確かつ凹滑な実施を阻害することないこと。

第一章 総則(第一条～第十条)

第二章 基本的施策

第一節 水産基本計画(第十一条)

第二節 水産物の安定供給の確保に関する施

第三節 水産業の健全な発展に関する施

(第二十一条～第二十条)

第四章 水産政策審議会(第三十五条～第三十

九条)

第五章 行政機関及び団体(第三十三条～第三

十四条)

第六章 附則

第一章 総則

(目的)

この法律は、水産に関する施策について、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

第二条 水産物の安定供給の確保

この法律は、健全な食生活その他健康で充

実した生活の基礎として重要なものであること

にかんがみ、将来にわたって、良質な水産物が

合理的な価格で安定的に供給されなければなら

ない。

第三条 水産物の供給に当たっては、水産資源が生態

系の構成要素であり、限りあるものであること

にかんがみ、その持続的な利用を確保するた

め、海洋法に関する国際連合条約の的確な実施

を旨として水産資源の適切な保存及び管理が行

われるとともに、環境との調和に配慮しつつ、

水産動植物の増殖及び養殖が推進されなければ

ならない。

第四条 国民に対する水産物の安定的な供給について

は、世界の水産物の需給及び貿易が不安定な要

素を有していることから、水産資源の持

続的な利用を確保しつつ、我が国の漁業生産の

増大を図ることを基本とし、これと輸入とを適切に組み合わせて行われなければならない。

(水産業の健全な発展)

水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることから

がみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業

生産並びに水産物の加工及び流通が行われるよう

効率的かつ安定的な漁業経営が育成され、

漁業、水産加工業及び水産流通業の連携が確保され、並びに漁港、漁場その他の基盤が整備さ

れることにより、その健全な発展が図られなければならぬ。

(消費者の役割)

消費者は、水産に関する理解を深め、水産物に関する消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。

(法制度上の措置等)

政府は、水産に関する施策を実施するため必要な法制度上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

(法制度上の措置等)

政府は、毎年、前項の報告に係る水産の動向及び実績についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、水産に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第二条 国は、前一条に定める水産に関する施策についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、水産に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第三条 国は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(政府の努力等)

政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、水産政策審議会の意見を聽かなければならない。

(地方政府の責務)

地方政府は、基本理念にのっとり、水産に関する施策を実施する責務を有する。

(基本理念の実現)

国は、水産に関する情報の提供等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(基本理念の実現)

政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

(基本理念の実現)

政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、水産政策審議会の意見を聽かなければならない。

(基本理念の実現)

政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(基本理念の実現)

政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、水産政策審議会の意見を聽かなければならない。

(基本理念の実現)

政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、水産政策審議会の意見を聽かなければならない。

(基本理念の実現)

政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、水産政策審議会の意見を聽かなければならない。

(基本理念の実現)

政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、水産政策審議会の意見を聽かなければならない。

地方政府が行う水産に関する施策の実施について協力するようにしなければならない。

(水産業者等の努力の支援)

国及び地方政府は、水産に関する施策を講ずるに当たっては、水産業者及び水産業に関する団体がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。

(基本計画)

第二項第一号に掲げる水産物の自給率の目標

(基本計画)

水産物に関する消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。

(基本計画)

水産物に関する理解を深め、水産物に関する消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。

(基本計画)

施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

前項第一号に掲げる水産物の自給率の目標

は、その向上を図ることを旨として、我が国の漁業生産及び水産物の消費に関する指針として、漁業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。

第二項第一号に掲げる水産物の自給率の目標

については、食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六百六号)第十五条规定第二号に掲げる食料自給率の目標との調和が保たれたものでなければならない。

第三項第一号に掲げる水産物の自給率の目標

については、食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六百六号)第十五条规定第二号に掲げる食料自給率の目標との調和が保たれたものでなければならない。

第四項第一号に掲げる水産物の自給率の目標

については、食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六百六号)第十五条规定第二号に掲げる食料自給率の目標との調和が保たれたものでなければならない。

第五項第一号に掲げる水産物の自給率の目標

については、食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六百六号)第十五条规定第二号に掲げる食料自給率の目標との調和が保たれたものでなければならない。

第六項第一号に掲げる水産物の自給率の目標

については、食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六百六号)第十五条规定第二号に掲げる食料自給率の目標との調和が保たれたものでなければならない。

第七項第一号に掲げる水産物の自給率の目標

については、食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六百六号)第十五条规定第二号に掲げる食料自給率の目標との調和が保たれたものでなければならない。

第八項第一号に掲げる水産物の自給率の目標

については、食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六百六号)第十五条规定第二号に掲げる食料自給率の目標との調和が保たれたものでなければならない。

第九項第一号に掲げる水産物の自給率の目標

については、食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六百六号)第十五条规定第二号に掲げる食料自給率の目標との調和が保たれたものでなければならない。

第十項第一号に掲げる水産物の自給率の目標

については、食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六百六号)第十五条规定第二号に掲げる食料自給率の目標との調和が保たれたものでなければならない。

第十一項第一号に掲げる水産物の自給率の目標

については、食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六百六号)第十五条规定第二号に掲げる食料自給率の目標との調和が保たれたものでなければならない。

第十二項第一号に掲げる水産物の自給率の目標

については、食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六百六号)第十五条规定第二号に掲げる食料自給率の目標との調和が保たれたものでなければならない。

第十三項第一号に掲げる水産物の自給率の目標

については、食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六百六号)第十五条规定第二号に掲げる食料自給率の目標との調和が保たれたものでなければならない。

第十四項第一号に掲げる水産物の自給率の目標

については、食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六百六号)第十五条规定第二号に掲げる食料自給率の目標との調和が保たれたものでなければならない。

第十五項第一号に掲げる水産物の自給率の目標

については、食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六百六号)第十五条规定第二号に掲げる食料自給率の目標との調和が保たれたものでなければならない。

第十六項第一号に掲げる水産物の自給率の目標

については、食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六百六号)第十五条规定第二号に掲げる食料自給率の目標との調和が保たれたものでなければならない。

第十七項第一号に掲げる水産物の自給率の目標

については、食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六百六号)第十五条规定第二号に掲げる食料自給率の目標との調和が保たれたものでなければならない。

第十八項第一号に掲げる水産物の自給率の目標

については、食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六百六号)第十五条规定第二号に掲げる食料自給率の目標との調和が保たれたものでなければならない。

第十九項第一号に掲げる水産物の自給率の目標

については、食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六百六号)第十五条规定第二号に掲げる食料自給率の目標との調和が保たれたものでなければならない。

第二十項第一号に掲げる水産物の自給率の目標

については、食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六百六号)第十五条规定第二号に掲げる食料自給率の目標との調和が保たれたものでなければならない。

<p>年法律第七十四号)第二条に規定する大陸棚をいう。以下同じ)における水産資源の適切な保存及び管理を図るために、最大持続生産量を実現することができる水準に水産資源を維持し又は回復させることを旨として、漁獲量及び漁獲努力量の管理その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、前項に規定する施策が漁業經營に著しい影響を及ぼす場合において必要があると認めるとときは、これを緩和するために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第十四条 国は、我が国が世界の漁業生産及び水産物の消費において重要な地位を占めていることにかんがみ、排他的経渋水域等以外の水域における水産資源の適切な保存及び管理が図られるよう、水産資源の持続的な利用に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの協力、我が国が世界の水産物の需給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における水産業の振興に関する技術協力及び資金協力をそなえ、情報の提供、普及宣伝の強化その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(水産資源に関する調査及び研究)</p>	<p>第十九条 国は、水産物につき、我が国の水産業による生産では需要を満たすことができないものの輸入を確保するため必要な施策を講ずるとともに、水産物の輸入によって水産資源の適切な保存及び管理又は当該水産物と競争関係にある水産物の生産に重大な支障を与える、又は与えるおそれがある場合において、特に必要があるときは、輸入の制限、関税率の調整その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、水産物の輸出を促進するため、水産物の競争力を強化するとともに、市場調査の充実、情報の提供、普及宣伝の強化その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第三節 水産業の健全な発展に関する施</p>	<p>第二十条 国は、世界の水産物の需給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における水産業の振興に関する技術協力及び資金協力をそなえ、情報の提供、普及宣伝の強化その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第二十一条 国は、効率的かつ安定的な漁業經營の育成</p> <p>第三節 水産業の健全な発展に関する施</p>	<p>第二十二条 国は、効率的かつ安定的な漁業經營の育成するため、経営意欲のある漁業者が創意工夫を生かした漁業經營を開拓できるようにする。これが重要であることにかんがみ、漁業の種類及び地域の特性に応じ、經營管理の合理化に資する条件の整備、漁船その他の施設の整備の促進、事業の共同化の推進その他漁業經營基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(漁場の利用の合理化の促進)</p> <p>第二十三条 国は、効率的かつ安定的な漁業經營の育成に資するため、漁場の利用の合理化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第二十四条 国は、災害によって漁業の再生産が阻害されることを防止するとともに、漁業經營の安定を図るために、災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、漁業經營の安定に資するため、水産物の価格の著しい変動を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(水産加工業及び水産流通業の健全な発展)</p>
			<p>第二十五条 国は、水産加工業及び水産流通業の健全な発展を図るために、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、漁業との連携の推進、水産物の流通の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(水産業の基盤の整備)</p> <p>第二十六条 国は、水産業の生産性の向上を促進するとともに、水産動植物の増殖及び養殖の推進とともに、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を目指して、漁港の整備、漁場の整備及び開発その他水産業の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(都市と漁村の交流等)</p>
			<p>第二十七条 国は、国民の水産業及び漁村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と漁村との間の交流の促進、遊漁船業の適正化その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(多面的機能に関する施策の充実)</p> <p>第二十八条 国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の水産業における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって水産業及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。</p> <p>(女性の参画の促進)</p>
			<p>第二十九条 国は、水産業における高齢者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って水産業に関する活動を行ってとができる環境整備を推進し、水産業に従事する高齢者の福祉の向上を図るものとする。</p> <p>(漁村の総合的な振興)</p> <p>第三十条 国は、水産業の振興その他漁村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進するものとする。</p> <p>第二十九条 国は、水産業における高齢者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って水産業に関する活動を行ってとができる環境整備を推進し、水産業に従事する高齢者の福祉の向上を図るものとする。</p> <p>(漁村の総合的な振興)</p> <p>第三十一条 国は、地域の水産業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい漁村とするため、地域の特性に応じた水産業の基盤の整備と防災、交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他福祉の向上などを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(都市と漁村の交流等)</p>

び国民経済の安定に果たす役割に関する国民の理解と関心を深めるため、水産業及び漁村の有する水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能が将来にわたって適切かつ十分に發揮されるようにするため、能にに関する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

第三章 行政機関及び団体

(行政組織の整備等)

第三十二条 国及び地方公共団体は、水産に関する施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備並びに行政運営の効率化及び透明性の向上に努めるものとする。

(団体の再編整備)

第三十四条 国は、基本理念の実現に資することができるよう、水産に関する団体の効率的な再編整備につき必要な施策を講ずるものとする。

(設置)

第三十五条 農林水産省に、水産政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第三十六条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属された事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要な事項を調査審議する。審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見述べることができる。

(設置)

第三十七条 農林水産省に、水産政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第三十八条 農林水産省に、水産政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(設置)

(権限)

(設置)

にその対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間を定めて都道府県漁獲努力量(海洋生物資源を採捕するために行われる漁ろう作業(指定漁業等を営む者に係るもの)を除く)の量であって、採捕の種類別に操業日数その他の都道府県の規則で定める指標によって示されるもの(以下同じ)による管理を行う場合の海洋生物資源の種類との当該採捕の種類に係る年間の都道府県漁獲努力量の合計の最高限度をいう。以下同じ)を決定すること等により保存及び管理を行う海洋生物資源として都道府県の条例で定める海洋生物資源(以下「第一種指定海洋生物資源」という)に改め、同項第二号中「指定海洋生物資源」を「第一種指定海洋生物資源」に改め、「(指定海

洋海において、指定漁業等を営む者及び第三条

第二項第六号の政令で定める者以外の者が採捕することができる海洋生物資源の種類との暦年の数量の最高限度をいう。以下同じ)を削り、同項第三号中「掲げる数量」を「掲げる都道府県漁獲

度量」を「第一種指定海洋生物資源知事管理量」に改め、同号の次に次の二号)を加える。

五 第二種指定海洋生物資源との都道府県漁獲

度量(以下「指定海洋生物資源知事管理量」に改め、同号の次に次の二号)を加える。

六 第二種指定海洋生物資源知事管理努力量に

並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並

びに都道府県漁獲努力量のう

ち第二種指定海洋生物資源の採捕の種類當

該都道府県漁獲努力量による管理の対象とな

る採捕の種類に限る)別に定める量(以下「第

二種指定海洋生物資源知事管理努力量」とい

う。)に関する事項

七 第二種指定海洋生物資源知事管理努力量に

関し実施すべき施策に関する事項

第五条第二項中「前項第一号」の下に「及び第五

号」を加え、同条第三項中「規則」を「条例」に改

め、「の知事」を削り、「第十七条第二項」を「第十

四項」を削る。

第七条第一項中「第三条第二項第六号」の下に

「及び第十号」を加える。

第八条の見出し中「数量」の下に「又は漁獲努力

量」を加え、同条第一項中「とき」の下に「又は大

臣管理努力量の対象となる漁獲努力量が当該大臣

管理努力量を超えるおそれがあると認めるとき」

を、「当該採捕の数量」の下に「又は漁獲努力

量」を加え、同条第一項中「特定海洋生物資源

又は指定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源又

は第一種指定海洋生物資源」に改める。

第十二条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、

同条第二項中「特定海洋生物資源知事管理量

又は指定海洋生物資源知事管理量」を「第一種特

定海洋生物資源知事管理量若しくは第一種指定海

洋生物資源知事管理量」に改め、「とき」の下に

「又は第二種特定海洋生物資源知事管理努力量

若しくは第二種指定海洋生物資源知事管理努力量

(以下「知事管理努力量」と総称する)の対象とな

る漁獲努力量若しくは都道府県漁獲努力量が当該

知事管理努力量若しくは都道府県漁獲努力量が当該

若しくは都道府県漁獲努力量」を加える。

第九条第一項中「とき」の下に「又は大臣管理

努力量の対象となる漁獲努力量が当該大臣管理努

力量を超えないようによるため必要があると認めるとき」を、「当該大臣管理量」の下に「又は知事管

理努力量」を加え、同条第二項中「とき」の下に

「又は大臣管理努力量」を加える。

第十一条の見出し中「数量」の下に「又は漁獲努

力量」を加え、同条第一項中「特定海洋生物資源

又は第一種特定海洋生物資源」に改め、同条第二項

中「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資

源」に、「指定海洋生物資源」を「第一種指定海洋生

物資源」に改め、同項を同条第三項とし、同条第

一項の次に次の二項を加える。

2 大臣管理努力量に係る採捕を行ふ者は、当該

大臣管理努力量の対象となる漁獲努力量に係る

漁ろう作業を行ったときは、農林水産省令で定

めることにより、漁獲努力量その他採捕の状況に

関し農林水産省令で定める事項を農林水産

大臣に報告しなければならない。

第十七条に次の二項を加える。

4 知事管理努力量に係る採捕を行ふ者は、当該

府県漁獲努力量が当該知事管理努力量を超えてお

るとき」の下に「又は大臣管理努力量の対象とな

る漁獲努力量が当該大臣管理努力量を超えてお

るとき」を、「当該大臣管理量」の下に「又は大臣

管理努力量」を加え、同条第一項中「とき」の下に

「又は」を、「若しくは」に改め、「の知事」を削り、「第十七条第二項」を「第十一

四項」を削る。

第七条第三項に改め、「都道府県漁獲限度量」の下

に「又は都道府県漁獲努力限度量」を加え、同条第

四項を削る。

第七条第一項中「第三条第二項第六号」の下に

「及び第十号」を加える。

第八条の見出し中「数量」の下に「又は漁獲努力

量」を加え、同条第一項中「とき」の下に「又は大

臣管理努力量の対象となる漁獲努力量が当該大臣

管理努力量を超えるおそれがあると認めるとき」

を、「当該採捕の数量」の下に「又は漁獲努力

量」を加え、同条第一項中「特定海洋生物資源

又は指定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源又

は第一種指定海洋生物資源」に改める。

第十二条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「

の知事」を削り、「第十七条第二項」を「第十一

四項」を削る。

第七条第三項に改め、「都道府県漁獲限度量」の下

に「又は都道府県漁獲努力限度量」を加え、同条第

四項を削る。

第七条第一項中「第三条第二項第六号」の下に

「及び第十号」を加える。

第八条の見出し中「数量」の下に「又は漁獲努力

量」を加え、同条第一項中「とき」の下に「又は大

臣管理努力量の対象となる漁獲努力量が当該大臣

管理努力量を超えるおそれがあると認めるとき」

を、「当該採捕の数量」の下に「又は漁獲努力

量」を加え、同条第一項中「特定海洋生物資源

又は指定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源又

は第一種指定海洋生物資源」に改める。

第十二条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「

の知事」を削り、「第十七条第二項」を「第十一

四項」を削る。

第七条第三項に改め、「都道府県漁獲限度量」の下

に「又は都道府県漁獲努力限度量」を加え、同条第

四項を削る。

第七条第一項中「第三条第二項第六号」の下に

「及び第十号」を加える。

第八条の見出し中「数量」の下に「又は漁獲努力

量」を加え、同条第一項中「とき」の下に「又は大

臣管理努力量の対象となる漁獲努力量が当該大臣

管理努力量を超えるおそれがあると認めるとき」

を、「当該採捕の数量」の下に「又は漁獲努力

量」を加え、同条第一項中「特定海洋生物資源

又は指定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源又

は第一種指定海洋生物資源」に改める。

第十二条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「

の知事」を削り、「第十七条第二項」を「第十一

四項」を削る。

第七条第三項に改め、「都道府県漁獲限度量」の下

に「又は都道府県漁獲努力限度量」を加え、同条第

四項を削る。

第七条第一項中「第三条第二項第六号」の下に

「及び第十号」を加える。

第八条の見出し中「数量」の下に「又は漁獲努力

量」を加え、同条第一項中「とき」の下に「又は大

臣管理努力量の対象となる漁獲努力量が当該大臣

管理努力量を超えるおそれがあると認めるとき」

を、「当該採捕の数量」の下に「又は漁獲努力

量」を加え、同条第一項中「特定海洋生物資源

又は指定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源又

は第一種指定海洋生物資源」に改める。

第十二条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「

の知事」を削り、「第十七条第二項」を「第十一

四項」を削る。

第七条第三項に改め、「都道府県漁獲限度量」の下

に「又は都道府県漁獲努力限度量」を加え、同条第

四項を削る。

第七条第一項中「第三条第二項第六号」の下に

「及び第十号」を加える。

第八条の見出し中「数量」の下に「又は漁獲努力

量」を加え、同条第一項中「とき」の下に「又は大

臣管理努力量の対象となる漁獲努力量が当該大臣

管理努力量を超えるおそれがあると認めるとき」

を、「当該採捕の数量」の下に「又は漁獲努力

量」を加え、同条第一項中「特定海洋生物資源

又は指定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源又

は第一種指定海洋生物資源」に改める。

第十二条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「

の知事」を削り、「第十七条第二項」を「第十一

四項」を削る。

第七条第三項に改め、「都道府県漁獲限度量」の下

に「又は都道府県漁獲努力限度量」を加え、同条第

四項を削る。

第七条第一項中「第三条第二項第六号」の下に

「及び第十号」を加える。

第八条の見出し中「数量」の下に「又は漁獲努力

量」を加え、同条第一項中「とき」の下に「又は大

臣管理努力量の対象となる漁獲努力量が当該大臣

管理努力量を超えるおそれがあると認めるとき」

を、「当該採捕の数量」の下に「又は漁獲努力

量」を加え、同条第一項中「特定海洋生物資源

又は指定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源又

は第一種指定海洋生物資源」に改める。

第十二条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「

の知事」を削り、「第十七条第二項」を「第十一

四項」を削る。

第七条第三項に改め、「都道府県漁獲限度量」の下

に「又は都道府県漁獲努力限度量」を加え、同条第

四項を削る。

第七条第一項中「第三条第二項第六号」の下に

「及び第十号」を加える。

第八条の見出し中「数量」の下に「又は漁獲努力

量」を加え、同条第一項中「とき」の下に「又は大

臣管理努力量の対象となる漁獲努力量が当該大臣

管理努力量を超えるおそれがあると認めるとき」

を、「当該採捕の数量」の下に「又は漁獲努力

量」を加え、同条第一項中「特定海洋生物資源

又は指定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源又

は第一種指定海洋生物資源」に改める。

第十二条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「

の知事」を削り、「第十七条第二項」を「第十一

四項」を削る。

第七条第三項に改め、「都道府県漁獲限度量」の下

に「又は都道府県漁獲努力限度量」を加え、同条第

四項を削る。

第七条第一項中「第三条第二項第六号」の下に

「及び第十号」を加える。

第八条の見出し中「数量」の下に「又は漁獲努力

量」を加え、同条第一項中「とき」の下に「又は大

臣管理努力量の対象となる漁獲努力量が当該大臣

管理努力量を超えるおそれがあると認めるとき」

を、「当該採捕の数量」の下に「又は漁獲努力

量」を加え、同条第一項中「特定海洋生物資源

又は指定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源又

は第一種指定海洋生物資源」に改める。

第十二条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「

の知事」を削り、「第十七条第二項」を「第十一

四項」を削る。

第七条第三項に改め、「都道府県漁獲限度量」の下

に「又は都道府県漁獲努力限度量」を加え、同条第

四項を削る。

第七条第一項中「第三条第二項第六号」の下に

「及び第十号」を加える。

第八条の見出し中「数量」の下に「又は漁獲努力

量」を加え、同条第一項中「とき」の下に「又は大

臣管理努力量の対象となる漁獲努力量が当該大臣

管理努力量を超えるおそれがあると認めるとき」

を、「当該採捕の数量」の下に「又は漁獲努力

量」を加え、同条第一項中「特定海洋生物資源

又は指定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源又

は第一種指定海洋生物資源」に改める。

第十二条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「

の知事」を削り、「第十七条第二項」を「第十一

の場合)並びに第百条から第百二条まで(解任及び会議)の規定は、連合海区漁業調整委員会に準用する。この場合において、第八十五条第二項中「第三項第一号の委員」とあるのは「委員」と、同項及び同条第五項中「都道府県知事が」とあるのは「第八十六条第四項の委員の選任方法に準じて」と、第一百条中「都道府県知事」とあるのは「第八十六条第四項に規定する都道府県知事」と、「委員を」とあるのは「委員をその選任方法に準じて」と読み替えるものとする。

〔第四節 削除〕

第一百九条の次に次の節名を付する。

〔第四節 広域漁業調整委員会

第一百十条を次のように改める。

〔設置〕

第一百十条 太平洋に太平洋広域漁業調整委員会を、日本海・九州西海域に日本海・九州西広域漁業調整委員会を、瀬戸内海に瀬戸内海広域漁業調整委員会を置く。

2 前項の規定において「太平洋」、「日本海・九州西海域又は「瀬戸内海」とは、我が国の排他的経済水域、領海及び内水(内水面を除く。)のうち、それぞれ、太平洋の海域、日本海及び九州の西側の海域又は瀬戸内海の海域(これらに隣接する海域を含む。)で政令で定めるものをいう。

第一百十一条から第百十四条までを削る。

〔準用規定〕
第一百四条 第八十五条第一項及び第四項から第六項まで(海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員)、第九十八条委員の辞職の制限)、第九十九条第一項、第三

項及び第四項(委員の任期)、第一百条から第百二条まで(解任及び会議)並びに第百八条(委員の失職)の規定は、広域漁業調整委員会に準用する。この場合において、第八十五条第二項中「第三項第一号の委員」とあるのは「太洋広域漁業調整委員会にあつては第八十五条第二項第三号の委員、日本海・九州西広域漁業調整委員会にあつては同条第三項第三号の委員、瀬戸内海広域漁業調整委員会にあつては同条第四項第二号の委員」と、同項、同条第四項及び第五項並びに第一百条中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、同條中「第八十五条第三項第二号」とあるのは「第一百一条第二項第一号及び第三号」と、同條第三項第二号及び第三号並びに同条第四項第二号」と、第一百条中「第八十六条第二項の規定により選出された」とあるのは「第一百十二条第一号、同條第三項第一号又は同条第四項第一号、同條第三項第一号又は有明海連合海区漁業調整委員会」を「広域漁業調整委員会」に改め、同條を第一百十二条とする。

第一百十条の二中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会又は有明海連合海区漁業調整委員会」を「広域漁業調整委員会」に改め、同條を第一百十二条とする。

第一百十条の次に次の二条を加える。

〔構成〕

第一百十一条 広域漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 太平洋広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 太平洋の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が都道県ごとに互選した者各一人
二 太平洋の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者七人
三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者各一人

一 日本海・九州西海域の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が道府県ごとに互選した者各一人
二 日本海・九州西海域の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者各一人
三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人
4 瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
一 瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
二 瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
三 瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
4 漢字の部会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 日本海・九州西海域の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が道府県ごとに互選した者各一人
二 日本海・九州西海域の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者各一人
三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者各一人
4 総会の部会は、その部会の設けられる前項の地元地区又は関係地区的区域内に住所又は事業場を有する組合員(准組合員を除く。)で組織する。
5 議長は、総会の部会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
6 次の事項は、総会の部会において、その都度これを選任する。
5 議長は、総会の部会を組織する組合員として当該部会の議決に加わる権利を有しない。
6 次の事項は、総会の部会を組織する組合員の総数の半数以上が出席し、その議決権の三

第百四十六条中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。
(水産業協同組合法の一部改正)
第一条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第一百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条 水産業協同組合法の一部改正
第一百四十二条第一項の一部を次のように改正する。

第五十一条の次に次の二条を加える。

(総会の部会)

第五十二条の二 組合は、漁業法第十四条第二項若しくは第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権(同法第六条第二項の共同漁業権をいう。以下この条において同じ。)又は共同漁業権(同法第七条の特定区画漁業権をいう。以下この条において同じ。)を有しているときは、総会の議決を経て、当該特定区画漁業権に係る同法第十二条に規定する地元地区(当該組合の地区である区域に限る。)又は当該共同漁業権に係る同条に規定する関係地区(当該組合の地区である区域に限る。)ごとに総会の部会を設け、当該特定区画漁業権又は共同漁業権に係る同条に規定する関係地区(当該組合の地区である区域に限る。)ごとに総会の部会を設け、当該特定区画漁業権又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る。)についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

第二条 水産業協同組合法の一部改正
第一百四十二条第一項の一部を次のように改正する。

第五十三条の二の二 組合は、漁業法第十四条第二項若しくは第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権(同法第六条第二項の共同漁業権をいう。以下この条において同じ。)又は共同漁業権(同法第七条の特定区画漁業権をいう。以下この条において同じ。)を有しているときは、総会の議決を経て、当該特定区画漁業権に係る同法第十二条に規定する地元地区(当該組合の地区である区域に限る。)又は当該共同漁業権に係る同条に規定する関係地区(当該組合の地区である区域に限る。)ごとに総会の部会を設け、当該特定区画漁業権又は共同漁業権に係る同条に規定する関係地区(当該組合の地区である区域に限る。)ごとに総会の部会を設け、当該特定区画漁業権又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る。)についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

第二条 水産業協同組合法の一部改正
第一百四十二条第一項の一部を次のように改正する。

第五十四条の二の二 組合は、漁業法第十四条第二項若しくは第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権(同法第六条第二項の共同漁業権をいう。以下この条において同じ。)又は共同漁業権(同法第七条の特定区画漁業権をいう。以下この条において同じ。)を有しているときは、総会の議決を経て、当該特定区画漁業権又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る。)についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

第二条 水産業協同組合法の一部改正
第一百四十二条第一項の一部を次のように改正する。

第五十五条の二の二 組合は、漁業法第十四条第二項若しくは第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権(同法第六条第二項の共同漁業権をいう。以下この条において同じ。)又は共同漁業権(同法第七条の特定区画漁業権をいう。以下この条において同じ。)を有しているときは、総会の議決を経て、当該特定区画漁業権又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る。)についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

第二条 水産業協同組合法の一部改正
第一百四十二条第一項の一部を次のように改正する。

第五十六条の二の二 組合は、漁業法第十四条第二項若しくは第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権(同法第六条第二項の共同漁業権をいう。以下この条において同じ。)又は共同漁業権(同法第七条の特定区画漁業権をいう。以下この条において同じ。)を有しているときは、総会の議決を経て、当該特定区画漁業権又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る。)についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

第二条 水産業協同組合法の一部改正
第一百四十二条第一項の一部を次のように改正する。

第五十七条の二の二 組合は、漁業法第十四条第二項若しくは第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権(同法第六条第二項の共同漁業権をいう。以下この条において同じ。)又は共同漁業権(同法第七条の特定区画漁業権をいう。以下この条において同じ。)を有しているときは、総会の議決を経て、当該特定区画漁業権又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る。)についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

第二条 水産業協同組合法の一部改正
第一百四十二条第一項の一部を次のように改正する。

第五十八条の二の二 組合は、漁業法第十四条第二項若しくは第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権(同法第六条第二項の共同漁業権をいう。以下この条において同じ。)又は共同漁業権(同法第七条の特定区画漁業権をいう。以下この条において同じ。)を有しているときは、総会の議決を経て、当該特定区画漁業権又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る。)についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

第二条 水産業協同組合法の一部改正
第一百四十二条第一項の一部を次のように改正する。

第五十九条の二の二 組合は、漁業法第十四条第二項若しくは第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権(同法第六条第二項の共同漁業権をいう。以下この条において同じ。)又は共同漁業権(同法第七条の特定区画漁業権をいう。以下この条において同じ。)を有しているときは、総会の議決を経て、当該特定区画漁業権又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る。)についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

第二条 水産業協同組合法の一部改正
第一百四十二条第一項の一部を次のように改正する。

第六十条の二の二 組合は、漁業法第十四条第二項若しくは第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権(同法第六条第二項の共同漁業権をいう。以下この条において同じ。)又は共同漁業権(同法第七条の特定区画漁業権をいう。以下この条において同じ。)を有しているときは、総会の議決を経て、当該特定区画漁業権又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る。)についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

第二条 水産業協同組合法の一部改正
第一百四十二条第一項の一部を次のように改正する。

第六十一条の二の二 組合は、漁業法第十四条第二項若しくは第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権(同法第六条第二項の共同漁業権をいう。以下この条において同じ。)又は共同漁業権(同法第七条の特定区画漁業権をいう。以下この条において同じ。)を有しているときは、総会の議決を経て、当該特定区画漁業権又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る。)についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

第二条 水産業協同組合法の一部改正
第一百四十二条第一項の一部を次のように改正する。

第六十二条の二の二 組合は、漁業法第十四条第二項若しくは第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権(同法第六条第二項の共同漁業権をいう。以下この条において同じ。)又は共同漁業権(同法第七条の特定区画漁業権をいう。以下この条において同じ。)を有しているときは、総会の議決を経て、当該特定区画漁業権又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る。)についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

第二条 水産業協同組合法の一部改正
第一百四十二条第一項の一部を次のように改正する。

第六十三条の二の二 組合は、漁業法第十四条第二項若しくは第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権(同法第六条第二項の共同漁業権をいう。以下この条において同じ。)又は共同漁業権(同法第七条の特定区画漁業権をいう。以下この条において同じ。)を有しているときは、総会の議決を経て、当該特定区画漁業権又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る。)についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

第二条 水産業協同組合法の一部改正
第一百四十二条第一項の一部を次のように改正する。

第六十四条の二の二 組合は、漁業法第十四条第二項若しくは第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権(同法第六条第二項の共同漁業権をいう。以下この条において同じ。)又は共同漁業権(同法第七条の特定区画漁業権をいう。以下この条において同じ。)を有しているときは、総会の議決を経て、当該特定区画漁業権又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る。)についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

第二条 水産業協同組合法の一部改正
第一百四十二条第一項の一部を次のように改正する。

第六十五条の二の二 組合は、漁業法第十四条第二項若しくは第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権(同法第六条第二項の共同漁業権をいう。以下この条において同じ。)又は共同漁業権(同法第七条の特定区画漁業権をいう。以下この条において同じ。)を有しているときは、総会の議決を経て、当該特定区画漁業権又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る。)についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

第二条 水産業協同組合法の一部改正
第一百四十二条第一項の一部を次のように改正する。

第六十六条の二の二 組合は、漁業法第十四条第二項若しくは第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権(同法第六条第二項の共同漁業権をいう。以下この条において同じ。)又は共同漁業権(同法第七条の特定区画漁業権をいう。以下この条において同じ。)を有しているときは、総会の議決を経て、当該特定区画漁業権又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る。)についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

第二条 水産業協同組合法の一部改正
第一百四十二条第一項の一部を次のように改正する。

第六十七条の二の二 組合は、漁業法第十四条第二項若しくは第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権(同法第六条第二項の共同漁業権をいう。以下この条において同じ。)又は共同漁業権(同法第七条の特定区画漁業権をいう。以下この条において同じ。)を有しているときは、総会の議決を経て、当該特定区画漁業権又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る。)についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

第二条 水産業協同組合法の一部改正
第一百四十二条第一項の一部を次のように改正する。

第六十八条の二の二 組合は、漁業法第十四条第二項若しくは第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権(同法第六条第二項の共同漁業権をいう。以下この条において同じ。)又は共同漁業権(同法第七条の特定区画漁業権をいう。以下この条において同じ。)を有しているときは、総会の議決を経て、当該特定区画漁業権又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る。)についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

第二条 水産業協同組合法の一部改正
第一百四十二条第一項の一部を次のように改正する。

第六十九条の二の二 組合は、漁業法第十四条第二項若しくは第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権(同法第六条第二項の共同漁業権をいう。以下この条において同じ。)又は共同漁業権(同法第七条の特定区画漁業権をいう。以下この条において同じ。)を有しているときは、総会の議決を経て、当該特定区画漁業権又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る。)についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

